

令和 6 年

第 2 回 忠岡町議会定例会会議録

開会 令和 6 年 6 月 1 1 日

閉会 令和 6 年 6 月 2 7 日

忠 岡 町 議 会

令和6年 第2回忠岡町議会定例会会議録（第1日）

令和6年6月11日午前10時、第2回忠岡町議会臨時会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1 番 河瀬 成利議員	2 番 今奈良幸子議員	3 番 北村 孝議員
4 番 小島みゆき議員	5 番 二家本英生議員	6 番 是枝 綾子議員
7 番 松井 匡仁議員	8 番 三宅 良矢議員	9 番 前川 和也議員
10 番 尾崎 孝子議員	11 番 勝元由佳子議員	12 番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼秘書人事課長	
産業住民部長	新城 正俊	中定 昭博	
産業住民部次長兼生活環境課長		産業住民部次長兼住民人権課長	
	小倉由紀夫	谷野 彰俊	
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
		大谷 貴利	
教育部長兼教育総務課長		教育部理事兼学校教育課長	
	村田 健次	石本 秀樹	
消 防 長	岸田 健二	消防次長兼予防課長	下川 浩幸
	(各課課長同席)		

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
係 長	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長（北村 孝議員）

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は成立しております。

ただいまから、令和6年第2回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長（北村 孝議員）

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

柏原事務局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

令和6年第2回忠岡町議会定例会議事日程（1日目）について、ご報告申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 一般質問

以上のとおりでございます。

議長（北村 孝議員）

第2回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申出があります。

発言を許します。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

皆さん、おはようございます。

ご案内のように、令和6年第2回忠岡町議会定例会の開会を招集いたしましたところ、

議員皆様方には公私何かとお忙しい中にもかかわりませず、ご出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、先般、富山県にある面積3.47キロ平方メートルで日本一小さな村であります舟橋村の村長と対談させていただく機会を与えていただきました。舟橋村は、富山の平野のほぼ中央にありまして、村の中央部には富山地方鉄道が走り、富山駅まで電車で約15分、車で約20分の位置にある、のどかな田園風景が広がる、北陸3県で唯一の村であります。人口は、5月1日現在で3,291人ですが、平成初期から人口が倍増し、奇跡の村と言われ、15歳未満の年少人口割合では日本一を記録したこともある村でございます。本町のほうからアポイントを取らせていただきましたが、村長も日本一小さな町が大阪府にあることを知っておられ、興味を持っておられたようでございました。対談では様々なお話もさせていただき有意義なものでありましたので、今後も交流をさせていただきたいと考えているところでございます。

本町といたしましても、これを機に、お互い小さな村、日本一小さい町というメリットを生かしながら、見習うべきところは見習い、そして情報交換を行いながら、まちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本定例会には、忠岡町財政評価審議委員会の条例の一部改正や一般会計補正予算などの議案を上程させていただいております。どうかご賛同、ご可決いただきますようお願い申し上げます。私からのご挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、5番・二家本英生議員、6番・是枝綾子議員を指名いたします。

議長（北村 孝議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は、本日より6月17日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、6月27日までの17日間と決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第３ 諸般の報告を行います。

監査委員、河瀬成利議員より例月出納検査の結果報告の申出がありますので、発言を許します。

監査委員（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

監査委員（河瀬 成利議員）

おはようございます。例月出納検査の報告をいたします。

例月出納検査について報告いたします。

ここに、報告申し上げますのは、令和６年４月２５日及び５月２９日に行いました内容で、帳簿等は、令和６年３月３１日及び４月３０日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計及び下水道事業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配付いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第２３５条の２第３項の規定により報告いたします。

監査委員 河瀬成利

議長（北村 孝議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（北村 孝議員）

日程第４ 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

まず初めに、河瀬成利議員の発言を許します。

１番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

１番（河瀬 成利議員）

どうも、おはようございます。呈祥会・大阪維新の会の河瀬です。議長のお許しをいた

だきましたので、質問させていただきます。トップバッターということで、ゆっくりと質問させていただきますのでよろしくお願いします。

まず、自治会活動の活性化についてお聞きしたいと思います。

今現在、自治会は地域住民にとって最も身近なコミュニティで、地域の様々な課題を地域住民が自ら親睦や交流を解決している組織で、本町では自治会や自治振興協議会がありますが、本年は能登で大規模な地震がありましたが、自治会組織は毎年のように各地で発生している台風や大雨による災害、地震災害などからおいて、初期対応や救助活動、避難所運営などにおいて、行政と連携しながら災害対応に取り組むなど、重要な役割を担っております。

本町は、今年、町制施行８５周年を迎えますが、これまで、各地域での祭りや盆踊りなどの行事や子供会活動、また、向こう三軒両隣といいますか、遠くの親戚よりも近くの他人ということで、地域内での日常生活等を通して、助け合いや自然な触れ合い、つながりなど、密着した活動が忠岡町のまちづくりを進めてきた一つであると思います。

私も、地域の祭りと子供会で、キックボールの指導なんかもさせていただいておったんですが、そのときの子供さんが大人になられて、地域の活動に参加してくれると。町内で気楽に声をかけてくれたりすると大変うれしく思うのですが。しかしながら、全国的な課題でもあります。少子高齢化やライフスタイルの変化などにより、地域においても、人と人のつながりも希薄化になりつつあるとともに、自治会への加入率の低下、役員などの担い手不足などの問題や、また、防災活動の強化や防犯活動、子供の見守り、居場所づくりなど、新たな課題についても対応していく必要があると思います。

このような中、役場行政として、自治会活動の現状や課題等について、どのように考えられているのかお答え願えますか。よろしくお願いします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

自治会につきまして、同じ地域に住む人たちの自主的な意志により、結成・運営される任意の団体であり、地域を快適で住みよくするため、住民が自ら、地域の実情に沿った地域づくりや諸問題に取り組むための住民自治を支える組織で、地域における人と人との助け合いが、地域の安全・安心の確保にもつながることから、安心できるまちづくりにおいても重要な役割を果たしております。

本町の自治会においては、現在２５の地区があり、それらの地区を住民自らが地域コミュニティの活性化に向け活動を行う組織として、１１地区の組織が自治振興協議会となります。また、自治振興協議会に対し、各種補助金で自治振興協議会の活動を支援し、自治

振興協議会は、本町の事業や行政事務に協力をするなど、忠岡町と自治振興協議会は、住みよい地域づくりのためのパートナー関係に当たると考えております。

現在、自治振興協議会全体での自治会加入率は約 76%であり、第六次忠岡町総合計画においては、80%の目標値を掲げていることから、未加入世帯への加入促進が課題となっているのが現状でございます。今後、地域自治会とも協議をしながら、加入促進に向けた取組を行っていく必要があると考えております。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

今、自治会の加入促進について答弁がありましたが、それ以外に、各自治会・自治会長さんからの要望や課題についてはどのような声があるのか。また先ほど、質問の中でもありましたが、防災や防犯活動、また子供の見守り活動や居場所づくりなどの新しい住民ニーズ等による課題について、役場として、行政として、どのように考えられておられるのかお答え願えますか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

加入促進に関しましては、複数の地区から加入促進にかかる地域の取組を行いたいとの要望があり、これを受けまして、今年度、加入率増の施策として、補助対象地区を 1 地区から 3 地区に増やしたところでございます。

その他、特に自治会からの要望というものはございませんが、本町といたしましては、まちづくりを進める上で、自治会との協働は不可欠であると考えておりますので、自治会と協力しながら、自治会活性化に向けた取組を検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

どうもありがとうございます。

自治会とは、結構、連絡を取り合っていたきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。

1点目の質問の答弁に、自治会加入率が80%の目標に向け、加入促進に取り組むと答弁がありましたが、自治会活動活性化に向けて具体的な施策、取組についてお伺いいたします。

行政は自治会活動が活発に活動できるよう環境づくりを行うこと、また、行政も一緒になって活動していくと、課題等を解決していくことが大事であると思いますが、そのためには新しい取組が必要であり、他の市町村でも取り組まれているものでありますが、まずは新しい取組を行うため、現状を把握するための住民アンケートや関係団体に対するヒアリングの実施、それから、自治会活性化に向けたこういった、豊中市自治会のガイドブックを豊中市は作ってるんですけども、目次だけちょっとさらっと読みますので、自治会の活動、そして自治会活動のヒント、これは会員を増やすコツとか勧誘チラシ、ポスターをご用意すると。いろいろ活動への支援制度、自治会の仕組みをしっかりと会則や何かをつくって、これは忠岡町でもあると思うんですけども、こういうふうにいる、一番あつと思つたのは、会員を増やすコツということで、いろいろ書いてあるんですけど。あとはチラシですね。こういうのをちょっと研究していただければいいかなというふうに思うんですが。自治会活動のガイドブック、マニュアルの作成、これは配布、現在も自治振興協議会に対して補助金が支出されていますが、新たに、例えば、加入促進活動のための新規事業の補助金制度、それから次に、自治会地区担当職員制度ですが、これは各自治会と役場をつなぐ窓口として、職員数名の各自治会に説明を各自治会に担当職員として配置し、担当職員は自治会長等を通じて、各自治会の相談や行事事の手伝い、参加や関係課等への連絡調整などを行うものですが、最近では町外の職員も多いと聞いておりますので、町内をより知っていただくとともに、より住民目標というものを学ぶことができる人材育成にもつながるのではないかなと思います。近隣では、貝塚さんでも実施されていると聞いております。また、庁舎内の関係部局で構成する自治会支援のための会議やプロジェクトチームの設置についてですが、自治会担当部局以外に、各部署が自治会に配布物や募金活動、清掃活動などを依頼していると思いますが、定期的に各部署が話し合うことで、役場からの依頼内容をより効率的に行えたり、自治会の負担軽減や自治会側からの相談等についても、役場全体で考えることで解決につながるのではないかなと思いますが、今幾つか例に挙げてみましたが、これらについて取り組んでみてはと思いますが、その辺のところどのようにお考えか、お答え願えますか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

現在、本町といたしまして、自治会活動の充実、地域力の向上等を図ることを目的に、自治振興協議会が自治会加入促進活動のために実施した事業に要した経費に対し、5万円を限度として補助を行っております。また、自治会活動を活性化に向け、ご意見をいただいた取組を行っている他市町村の団体を参考に、調査研究を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

今、調査研究されるということですが、総合計画の加入率の目標が80%ということですが、こちらちょっと自治会加入率、平成26年から令和5年までちょっと出したんですけども、大体、76、74、73、73、74、72で最後の令和5年が76%と。あまりこれ何ていうかな、加入率変わってないんで。何かしなくちゃいけないということで、今ずっとこう答弁してるんですけども、その辺のところをよく考えていただいて、頑張っ

て自治会普及のために頑張っていたきたいと思います。

そして、目標が80%ということですが、全員協議会で説明のあった総合計画の実施計画や評価結果を見てみますと、毎年4つの取組がなされているように思います。総合計画のスタートから半分の期間が来るところですが、これまでと同じ取組では、目標が達成できないのではないかと思います、何かここで新たな取組を考えているのでしょうか。私も、自治会活性化に向けて取り組んでいきますので、何か1つずつでも一緒に取り組んでいきたいと思いますが、その辺のところ何か案はございますか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

自治会加入率の目標達成への取組では、自治会の魅力を発信するための事業やイベント活動に補助を行ってきたところでございます。とりわけ、加入促進につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、これまで1地区5万円の予算を一層の促進を図りたいとの自治体からの意向もある中、令和6年度は、3地区分15万円の予算を計上し、加入率の向上を図っているところでございます。

あわせて、新しい取組ということではございませんが、これまで泉州宅地建物取引業協会にも、加入不動産会社を通じて、忠岡町への転入世帯などに加入案内の呼びかけにご協力をいただいているところでございます。改めて、同協会にも重ねてのお願いをしましてまい

りたいと考えております。また、新たな取組については、自治会とも相談しながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

どうもありがとうございます。

自治会がなぜこういうふうに言ってるかといったら、やっぱり南海トラフとかですね、来る来ると言われてまして、災害ですね、そのときにやっぱり自治会会長、各まあ西区とか東区とか高月とかいろいろいらっしゃると思うんですけども、その人たちが中心になって避難場所に誘導したり、その地域、まあ自治会の中にも何班というのがあると思われしますので、その班によって行動して、速やかに避難するというふうなこともいろいろこれから考えていかなくちゃいけないと思いますので、今までもそれは考えていらっしゃると思うんですが、より一層その辺のところを重視して、行政、役場としても考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

そして、次の質問に参ります。次は、終活支援について質問いたします。

自治会活動の活性化に向けた取組について強くお願いして、次の質問に移るんですが、終活支援についての質問ですが、高齢者世帯において、高齢者の方がいつまでも元気で、住み慣れた地域で安心して過ごせるようにということで、先ほどの質問にもありましたが、自治会等において、いろいろな取組もされているところですが、個人情報とかプライバシーという部分もありますので、終活について、市町村でも取組されているところが増えてきているのではないかと思います。まずは最初に現状について少しお聞きしたいと思います。

本町の 65 歳以上の方がいる世帯数の状況と、65 歳以上で単身世帯数及び夫婦 2 人の世帯数の状況について、それから、身寄りのない単身の高齢者の方が亡くなった場合、この場合の町の対応について、また、見守り活動、65 歳以上の単身世帯及び夫婦 2 人世帯に対する支援制度についてどのようなものがあるのか、お答え願えますか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

まず、忠岡町の状況でございますが、全世帯数が令和 6 年 3 月末現在で、7,971 世帯でございます。そのうち、65 歳以上の方を含む世帯は 3,480 世帯で、全世帯に対

する割合は43.7%でございます。また、65歳以上の方のみで構成される世帯数は2,597世帯で、全世帯に対する割合は32.6%でございます。そのうち、65歳以上の単身世帯数は1,699世帯、65歳以上の2人世帯数は892世帯でございます。

次に、身寄りのない単身の高齢者の方が亡くなった場合の対応としましては、身元が判明している方で葬儀執行者がいない、または判明しない場合は、死亡地の市町村長が火葬を行う義務がありますので、町内で死亡した場合は、町において火葬を行います。また、生前に生活保護の適用があった場合は、民生委員さんに依頼をし、葬祭扶助を適用し、民生委員葬を行っております。

最後に、見守り活動としましては、独り暮らしの高齢者のお宅に、高齢福祉担当職員が民生委員の方と訪問し、生活の状況や緊急連絡先の把握等に努めております。また、急病等の緊急事態発生時に簡易に第三者に通報でき、協力員や消防職員により、速やかに救助を行えるよう緊急通報装置を設置する事業や、調理困難等で栄養状態に不安がある高齢者に対し、訪問による安否確認を兼ねた配食サービス事業を行っております。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

どうもありがとうございます。

高齢者の世帯数の状況については、令和5年度版の高齢者白書によりますと、令和3年の数字ですが、全世帯に占める65歳以上のいる世帯数の割合は49.7%で、忠岡町は43.7%で、比較しますと少し低いのかなという感じですが、国全体において、ますます高齢化が進んでいる状況です。国の数字がないので比較できませんが、65歳以上の方のみの世帯数が2,597世帯で32.6%と、世帯分離なども影響しているので一概には言えませんが、結構高い数字であるというふうに感じました。

今後、未婚化、そして未婚化の影響とか、65歳以上の単身世帯は増える傾向にあると見込まれています。身寄りのない単身高齢者の方が亡くなった場合は、町で火葬を行う場合もあるということですが、このようなケースは年間どれぐらいあるのか、また、高齢者の単身世帯では、体力的な面からも、配食サービスなどは非常時に助かる制度でもあると思いますが、今後、新たな取組についてどのように考えておられるのか、お答え願えますか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

火葬件数でございますが、令和5年度についてはゼロ件でございました。これまでも、年に1件あるかないかというような状況でございます。

新たな取組につきましては、令和6年度につきましては、新規事業としてはございませんが、今後、議員おっしゃるとおり、少子高齢化の進展というところで、単身高齢者の増加であるとか、認知症の方が増えるということも想定しておりますので、新たな取組につきましては、調査研究してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

その辺のところちょっとよろしくお願ひしたいと思います。ゼロ件ということで、なかなか忠岡町というのはあまり件数がないということですので、その辺あったときのためにいろいろ考えていただきたいと思います。

そして、次の質問に入ります。

単身の高齢者の方が増加する中、生前に葬儀や遺品等の整理などの意向を事前に聞いておく。終活支援を行う自治体が全国で増えてきていると言われております。終活支援を行うことで、老後の孤独死や、それに伴う手続も避けられ、不安を解消でき、住み慣れたまちで老後生活を安心して過ごすことができることから、本町においても、エンディングノートの配布や相談窓口の設置など、終活支援について取り組む必要があると思いますが、その辺のところをもう一度お答え願えますか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

終活の一般的な目的は、人生の最期を意識しながら、これからの時間を自分らしく、生きるための準備をすることとされております。また、終活と聞けば、遺産相続や葬儀など金銭的な話合いの準備のイメージがあるかもしれませんが、その中には医療であったり、介護であったり、そういった健康面に対する準備も含まれておるところでございます。

本町においては、泉大津市医師会に業務委託しております在宅医療介護連携推進事業を通して、町民に対し、アドバンスケア、ケアプランニング、いわゆる人生会議というものの普及啓発を行っております。人生会議は、もしものときのために、本人が望む医療やケアにつきまして前もって考えて、家族などや医療ケアチームなどと繰り返し話し合い、共有する取組のことでございます。日本では、いまだ、就活に対するマイナスイメージとい

うものは完全に払拭できていませんが、人生会議を通して、人生の最期をどのように迎えるか、大切な人に話す機会が自然と行えるように、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

どうもありがとうございます。

現在、取り組まれているアドバンスケア、ケアプランニングですね、これ人生会議の普及啓発については、これも終活サポートの一つであると思いますので、引き続き取組をお願いしたいと思います。

そして、やはりエンディングノートの配布については、例えば事前にその内容について役場にお知らせいただく、登録いただくということで、万が一の場合においても、役場側でも、関係先への連絡や手続等を行えるよう、やはり高齢者の方が不安に感じることなく、住み慣れたまちで安心して過ごすことができるよう、エンディングノートの配布や窓口設置などについて検討いただければと思いますが、再度、エンディングノート等について答弁をお願いします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員お示しのエンディングノートは、ご自身に関する情報や希望を分かりやすくまとめ、しっかりと記録し残しておくことで、もしものとき、あるいは病気やけが、認知症などで判断能力が衰えてしまったときに備えて作成するほか、自分を見詰め、今をよりよく自分らしく生きる活動という側面もございます。また、一度作成して終わりではなく、その時々のお思いに応じて、書き換えることもできるものとなっております。決まった形式はございませんが、具体的に何を書けばよいかなど作成の一助となるよう、エンディングノート配布の検討でありますとか、終活支援につきましてどのような取組が効果的か、他市町の取組も参考としながら検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

どうもありがとうございます。よろしくお願いします。

昨日、私ちょっと夜のNHKの7時のニュースで、まさしくグッドタイミングというか、この終活の報道がされておりましたですね。ご覧になられた方もいらっしゃると思います。このエンディングノートの配布とか、人生会議とかいうことで、この点について、やはりこういうことをしてなかったら結構何かトラブルも多いと。この中で、昨日、京都で隣の町に住んでいる息子さんが亡くなったのを知らなくて、もう火葬されたとか。名古屋では、海外にその娘さんはいらっしゃるんですけども、ちょっと連絡が取れなくて火葬してしまいましたとか、そういうトラブルも結構多いので、そのテレビの内容で、いろいろ役所と話しながら、アナログ的に今よく皆さんも冷蔵庫に何か貼り紙したりして思うんですけども、そこに住所とか連絡先を貼っておくと。高齢者の方が多いと思いますので、それだったら簡単にできたりするというふうな、そういうふうなアドバイスも行っていただきたいと。

そのテレビの中で、89歳のご婦人の方が、就活のそういうエンディングノートを提出したということで、それをしてかなり安心したと。あとこのまま私は死ぬまで安心して生活できると、これからの生活を楽しみにしているというふうなことも言われておりましたので、その辺のところをやっぱり高齢者のことを、特に独りで住まれてる方とか、そういう方のことをいろいろ考えていただいて、行政取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、最後の質問です。

不登校児童生徒の学校健康診断についてでございます。学校での健康診断については、児童生徒の健康の保持・増進を図るため、また、将来、合併症や気づいたときに手後れにならないように、病気を早期発見し治療を行うなど、学校教育法や学校保健安全法等に基づき、毎学年定期に行われていますが、学校の健康診断について、当日欠席とか児童生徒の不登校児童生徒について、健康診断の実施状況や健康状態の把握等については、そういう人たちがどのように行われているのか、不登校の児童生徒の状況と併せてお答え願えますか。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

不登校の人数でございますが、令和5年度では、小中学校合わせて56名となっております。当日欠席の生徒については、他の学年の健診時に実施できないかを検討させていただいております。不登校児童生徒及び学校で健診を受けられなかった児童生徒については、

養護教諭より、個人で病院に出向き健康診断を受診していただくよう、保護者にお伝えしております。また、結果については、本人より学校に通知していただくようにしております。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

今、小中で56名ということで、この56名の方は、結構、学校側、教育委員会とかいろいろ把握されてると思うんですが、不登校とかいうのは結構ややこしい部分があると思うんですけれども、その人たちも学校で健診を受けることができず、後日、他の病院に行って健康診断等を受ける場合があると思うんですけれども、そういった人たちの生徒たちの費用負担、この辺のところはどうなっているのか、お答え願えますか。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

健康診断におきましては、学校医であれば無料で受診できるようになっております。かかりつけ医などがあり、児童生徒がどうしてもその先生に健康診断をしてほしいというようなお声があれば、今後、対応を検討いたしたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

将来、生徒さんが大きくなって気づいたときには、合併症など症状が重くなっているようなことにならないように、きっちり義務教育段階での児童生徒の健康状態等を把握していただいて、そして、何らかの理由で学校での健康診断を受けることができない児童生徒については、学校医以外の病院で健康診断を受けた場合の費用について、公費負担としていただくなどなどにより、きっちりと健康診断を受けることができるよう、体制づくりをお願いしたいというふうに思います。

そもそも、不登校の生徒というのを減らしていくように、先生方もいろいろ考えていらっしゃると思うんですけれども、この辺のところかなり難しいと。そして、また健康診断を

受けなかったら、家まで行って相談して、こちらの学校医のほうへ行ってくれとか、いろいろあると思うんですけれども、それは生徒のために、忠岡住民のために考えていただいて、一生懸命その不登校の生徒を幾らかでもゼロに近い数字にしていっていただければいいのではないかなというふうに思いますので、その辺のところをよろしくお願いしたいと思います。

これからも生産性のある一般質問をどんどんしていきたいと思いますので、その辺のところ、皆さんよろしく願いして、私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上で、河瀬成利議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、前川和也議員の発言を許します。

9 番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

よろしくお願いいたします。今回の一般質問の主なテーマは防犯ということで、通告をさせていただきました。現在実施中の第6次忠岡町総合計画、この昼一番でも質問されます今奈良議員も、総合計画から質問されるということですが、この第6次総合計画の策定における住民アンケートの結果として、最も重要度の高い施策として、防犯・交通安全対策というものが挙がっておりました。そして、望むまちの姿として、医療体制の充実したまちに次いで、犯罪、災害のない安全で安心して暮らせるまちというふうに挙がっておりました。

防災については、私含めて多くの議員から、様々な視点でたくさん、この議会本会議や委員会でやり取り、質疑たくさんされてこられましたけども、防犯については、あまり取り上げて来られてなかったんじゃないのかなというふうに思いまして、防災同様に町民の生命財産の保護に直結する防犯について、今回取り上げたいということで通告をさせていただきました。

ということで、まずは1つ目です。さらなる防犯施策の充実や、住民の防犯意識の向上についてということで質問させていただきます。

本町が現在行っております防犯施策としては、町としての防犯カメラの設置、自治会が設置する防犯カメラの補助、青色パトロールの実施と、そして、防犯委員会さんや泉大津警察署直轄婦人部（S A F）、婦人部さんの啓発活動支援などがあります。どこの自治体

でも、大体これらは行われているのかなというような感じですけども、さらに防犯、犯罪に負けない強いまちづくりへと意識を高めるための施策が行われているのかという観点でお尋ねをいたします。

犯罪による被害を防止することはもちろん、犯罪を発生させない環境づくりを行うことを基本に、私たち一人一人が安全なまちの実現のため、たゆまぬ努力を傾けることという決意の下に、平成14年4月に大阪府安全なまちづくり条例が施行され、その条例に基づいて、大阪府警察本部にて、安全防犯の7指針というものが策定されました。警察の目線から、まあプロですよ。専門の警察の目線から、安全なまちづくりにはどうしたらいいのかという具体策が示されているものでありまして、主に7つの指針なんですけども、主に子供の安全確保に力点の置かれたものとなっております。その中でも、今回、公園の部分について取り上げたいなというふうに思っております。

本町には、約20か所ぐらい公園がありますが、これらの公園づくりにおきまして、先ほど申しあげました指針に沿った整備というものがされているのかどうかと。先ほどのその指針はかなり具体的に書かれております。植栽の剪定とか、遊具の配置とか、照明とか、かなり具体的に記されておりますけども、それらの指針に沿って整備がされているのか、お答えいただけますでしょうか。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

議員お尋ねの公園などに対する防犯につきましては、大阪府安全なまちづくり条例、第四章に明記されております。この条例は、府の区域において発生が顕著な府民の生命、身体または財産に危害を与える犯罪の防止に関し、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、それぞれの連携及び協力の下に、安全に配慮した道路、公園などの普及その他の安全なまちづくりに関する取組を推進し、及び犯罪による被害の防止のために必要な規制等を行い、もって府民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的に、平成14年に制定されたものでございます。

本町が管理している公園は、都市公園、児童遊園、合わせて22か所を管理しております。過去に、公園内の樹木を一気に剪定し、周囲からの見通しを確保したことがあるとは聞いております。それが当該条例への対応なのかは定かではございませんが、一気に実施したようですから、当該条例への対応である可能性は極めて高いものと判断しております。しかしながら、近年にあつては、経験豊富な職員の退職もあり、在職する職員はこの条例の存在を認知できておりませんでした。ご指摘により、再認識する機会を与えていただき感謝しております。

現在、公園を改めて防犯という観点で見た場合、さらに見通しを確保する夜間の照度を確保するなど、何かしらの対応を加えたほうが望ましいと思えるところがありますので、現地を調査し、どのような手法が効果的か検討した上で、順次対応してまいります。

以上でございます。

9 番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

既存の公園の整備とか、もしくは、また今後あるかもしれない新設の公園づくりにおいて、ぜひともこの指針を生かしてほしいなという思いで、提起を今回させていただきました。

植栽の剪定とか、あと遊具そのものの安全性については、常に気を配られていることかなというふうに思うんですけども、それら以外の視点というものも非常に大事であります。条例を認知できていなかったということで、再認識を今回していただいて、そして、対応を加えたほうが望ましい箇所があるということも今ご答弁でいただきましたので、ぜひともこの府警本部の指針に沿って、順次、対応していただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、この防犯の項目で2点目に移りますが、ちょっと違う観点から質問させていただきますというふうに思います。

今年度に国の同意を得ました第二期の大阪府忠岡町基本計画についてであります。地域未来投資促進法に基づく計画でありまして、市町村、都道府県が作成した基本計画に基づいて、事業者が作成する地域経済牽引事業計画を都道府県知事が承認すれば、支援を受けることができるというものなんですけども、この忠岡町基本計画の中にも「防犯」というこのワードが、本当に至るところに出てくるんです。たくさん出てきます。これらは民間事業者が取り組むべきこととして挙げられております。事業者にも防犯に積極的に取り組んでほしいということですが、防犯のような生命、財産の保護に直結するようなことは民間にやってねということだけじゃなくて、行政も役場も共に取り組むべきことであるというふうに考えてます。

そこで、この計画を申請する事業者が現れた場合の防犯関連の対応、カメラとか、照明とかバルとか、あと地域活動も求められておりますけども、こういった対応も含めて、民間や民間団体と行政が防犯にどう取り組むのかと、そういう広い視点でもお示しいただきたいなというふうに思います。どうでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

防犯意識を向上させていく取組につきましては、警察、行政、地域住民、地元企業等の連携・協力が重要であると考えております。

本町の防犯委員会といたしましては、特殊詐欺防止啓発活動の推進、子供や女性に対する各種犯罪未然防止対策の推進、ひったくりや各種犯罪防止啓発活動の推進を重点項目とし、春と秋に地域安全運動として、南海忠岡駅前とオークワ忠岡店前で、警察と行政、忠岡S A Fとの連携を図り、各種犯罪防止キャンペーンやひったくり防止カバーの取り付け等の啓発を行っております。

なお、地域未来投資促進法に基づき策定された大阪府忠岡町基本計画（第2期）を踏まえ、民間事業者との協力は必要不可欠であると認識しておりますので、地域防犯活動の連携に関する協定の締結など、先進事例を調査研究するとともに、泉大津署管内防犯協議会におきましても、民間企業とも協力・連携を図れる取組についても協議し、警察、行政、民間で協力しながら、防犯意識の向上につながるよう、防犯に配慮した環境の整備、管理等の実施に向け、対応を検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

9 番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

防犯の重要性とか、民間との連携とか、町民との連携の重要性というのはよく分かりました。

そこで、この防犯事項の最後の質問なんですけども、本町では、先ほどからのご答弁でもありますように、様々な防犯への取組がされてきて、これからもしていくということですが、何か大きなものに基づいて、理念や考えに基づいての施策というものはないのかなというふうに感じております。

具体的には、先ほど申し上げました府の条例の忠岡版条例でありますとか、忠岡独自の安全なまちづくり指針というようなものでございます。防犯に関連する条例で言えば、昨年、いや一昨年ですかね、松井議員が発案されました落書き防止条例が本町議会においても全会一致で可決されておりますが、防犯全体に大きく網をかぶせるような、防犯への理念を具現化するような条例や指針を策定する自治体もたくさんある中で、本町にはそれがないなということで、今後の検討課題として、これらを策定することで、本町役場や住民の意識向上に資するものとなり、まちづくりのあらゆる場面において、防犯の要素が取り入れられるものになるかなというふうに考えておりますけども、これらの策定する考えと

いうのは、役場としてはどういうふうに捉えておりますでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

防犯意識の向上としまして、議員提案により、令和５年１０月１３日に定岡町落書き行為の防止に関する条例を制定し、令和６年４月１日より施行しております。

現在、本町では、防犯に関する包括的な条例等は制定しておりませんが、条例等を制定することで、より一層、住民及び事業者の防犯意識の高揚等、自主的な防犯活動の推進が図られ、もって安全で住みよい地域社会の実現に寄与することができると考えられますので、防犯に特化した条例等を含め、ガイドラインやマニュアル等を作成している団体の状況を参考に、調査研究しながら、防犯推進に関する条例や指針等の制定について、検討してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

９番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

９番（前川 和也議員）

防犯意識の向上でありますとか防犯施策の充実に、非常に有効であるというご答弁でありましたことは、意義があるからというふうに受け止めます。冒頭に申し上げました総合計画のアンケートでも、非常に住民のニーズも高いものでありますので、ぜひこの策定も検討していただきますことを求めまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、犯罪被害者支援についてであります。これはもう言うまでもなく、犯罪に遭わない、発生しない・させないということが第一でありますけども、不幸にも犯罪の被害に遭った場合とのことで質問させていただきますが、まずは本町におけるそういう犯罪被害者への支援策について、現状をお聞かせいただきたいと思います。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野産業住民次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

本町の犯罪被害者支援の現状と取組についてでございますが、現在は住民人権課が担当窓口となっております。これまで、犯罪被害者の方々からの相談はなかったと聞いております。相談の対応につきましては、現在、犯罪被害者をサポートする専門職を廃止してい

る状況ではございませんが、相談があった場合は、大阪府の治安対策課との連携はもとより、犯罪被害者の要望に応じ、関係各課と連携を図り対応してまいります。

また、相談の具体的な内容というものについては、事件によって様々であると思われるので、専門的な内容ごとに相談できる大阪府被害者支援会議参画機関・団体、こちらは大阪府警察本部や大阪府をはじめ、被害者支援に関わる行政、地方、医療、相談等を担当する関係機関・団体が相互に連携していくことを目的として設立され、現在31の機関・団体が参画しております。大阪地方検察庁のほうへ具体的な内容をお聞きしながら、橋渡しをしていくということになろうかと思います。また、庁舎1階パンフレットコーナーにおいて、資料の設置を行っております。

啓発活動については、11月が犯罪被害者週間となっておりますので、広報紙へ被害に遭われた方への相談、支援を行っている施設を掲載するなどの啓発を行っておりますが、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者の名誉、または生活の平穏への配慮の重要性等について、理解を深めることを目的として、今後も広報等による啓発を行ってまいります。

9 番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

相談とか相談窓口につなぐとか、啓発活動ということがなされているということです。心理的なケアということですが、心理的なケアに加えて物理面、金銭的にも支援をすべきではないかなということで、今回質問をさせていただきました。

平成16年に犯罪被害者等基本法が制定され、被害者の權益の保護が地方自治体の責務となりました。そして、その後、ここ大阪府では、大阪府犯罪被害者等支援条例が制定され、相談とか情報の提供とか、心身に受けた影響からの回復とか、10項目にも及ぶ基本施策が、その条例には規定されております。

本町においても、一番の身近な、一番近い基礎自治体として、専門性が高度に求められる支援となると、できること、取り組めないことはもちろんあるわけですが、今現在行われてる、先ほど答弁にあった相談業務、相談とかに加えて、金銭面での支援はできるのではないかとこのように考えております。

大阪府の犯罪被害者等支援条例におきましては、犯罪被害者等支援は、国、府、市町村、民間支援団体、その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下で推進されなければならないと規定がありまして、市町村レベルでも具体的な取組をすべきであるということが明記されております。

そこで、本町におきましても、大阪府内の他の自治体でも、条例化やルール化がなされ

ております。犯罪被害者への支援金を支給する制度を設けるべきではないかなというふうに思っております。最近で言いますと、泉南市とかあと八尾市も条例を制定して、この4月から、今年度から施行されているということで、府内でも10ほどの自治体が支給を条例化し、そしてまたお隣の泉大津では、条例化はされていないんですけども支給制度が設けられております。ただ、今現在、本町ではそういった制度がないということで、本町としても取り組むべきであると考えますが、いかがでしょうか。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野産業住民次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

金銭による支援金、見舞金の支給を行っている市町はございます。近隣市町である高石市以南12市町で実施しているのは5団体となっております。今後、関係部局と連携を図り、また近隣市町の情報を収集するとともに、その取組内容について調査研究を行ってまいります。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

大阪弁護士会からも要望があったかと思います。府警本部としましても、府内の各自治体に、何ていうんでしょうか、働きかけとかそういうようなお話があったということも伺ってます。もちろん、支援はお金だけではないですし、お金で救われるというものではないんですけども、やはり生活再建にとって、お金というものはなくてはならないものでありますので、被害に遭われた方を忠岡としてもサポートしていくということで、ぜひとも制度化を求めたいなというふうに思いますがどうでしょうか。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

近年、様々な犯罪等が後を絶たず、犯罪被害は誰にでも起こり得ることであり、犯罪被害に遭われた方々の気持ちになって前向きに検討してまいります。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

前向きにということでございました。

これも今年度のニュースだったと思います。警察庁では、その支給額を増額する犯罪被害者給付金支給法の施行令を改正して、今月中にはそれを施行したいなということで、報道がありました。春ぐらいに報道があったかなと思います。この質問は、防犯ではなく、犯罪が起こってしまった後の話ですけども、犯罪に負けない、起こさせない、負けないというこの本町の強い姿勢は、ひいてはそれが防犯にもつながると捉えて、質問をさせていただきました。

国の先ほど申し上げました施行令の改正とか、そして、本町の制度の創設によって、手厚いものにしていただきますように求めたいなというふうに思いまして、次の質問項目に移りたいというふうに思います。

次は、行政対象暴力についてであります。

これも報道によりますと、摘発件数がこの5年間で約5倍に増えている、めちやくちや増えているということです。今現在の本町役場における行政対象暴力の対策です。明日に質問されます、三宅議員のカスハラの部分とも少しかぶってるかなというふうに思うんですけども。例えば、本町にかかってきた電話の録音対策とか、もしくは防犯カメラなど、現時点でも、そういった暴力への対策としてのハード面の取組について、お答えいただけますでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

行政対象暴力は、執務を妨害したり、職員のみならず、他の来庁者まで不快、恐怖を感じさせるような行動を取る来庁者に対して退去を求めるべきで、これを無視して来庁者が居座る場合には、速やかに警察に連絡することが重要であると考えております。

本町における取組につきましては、行政サービスの質の向上等を図ることや、職員に対する不当な要求等の圧力の排除を目的として、通話録音機能を備えた電話機を令和6年度中に導入を予定しております。また、役場庁舎において、主要な出入口を映し出す防犯カメラの設置を行ったところでございます。

9 番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

電話の録音については今年度中によりやく整備がされ、カメラについてはもう既に設置されているということで、私もこれ通告してから初めて知ったですけども、どこかなということで、カメラについては、防犯という観点であれば、ここで設置してますよと、稼働していますよということを大々的にアピールすることが抑止につながるのかなというふうに思いますので、その点も考慮した防カメの設置ということにも取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それで、行政対象暴力には、権限行使要求型とか、金品要求型とか、何種類か型が、種類があるということなんですけども、それぞれに対応する、そういった不当な要求に対応する初動体制のマニュアル整備や訓練とかですね、これは本町でも行われているということなので、今回、私はリアルな実力行使の、力の暴力、これらに対する備えはできているのかという点で公室長にお尋ねしたいと思います。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

来庁者の安全確保策につきましては、行政対象暴力の初動マニュアルを基に、職員が適切な対処ができるよう研修を実施し、周知徹底を行っております。また、暴力への対応については、昨年、実際にさすまたを使用した不審者対応の訓練も行ったところでございます。今後も、引き続き、来庁者と職員の安全を図るため、研修や訓練を実施してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

9 番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

昨年、さすまたを使った訓練ということも伺いました。さすまたというのは、もう本当に暴漢をですね、暴れ倒してる人間を取り押さえるために使うにしては、本当に訓練もしないといけないというものなんです。あれも 1 人で使うものでもないということなので、素人にはなかなか使いこなせないものであります。なので、さすまたに限って言えば、どこにあるかとか、どう使うかということは基本として、暴力事案における対処訓練、刃物を持って暴れる者への対処でありますとか、この庁舎内で放火したという事件も、実際に他の自治体ですけどもありませんでしたね。防災訓練というものは、この役場、職員さん、ま

たは来場者の方も巻き込んで、防災訓練というのは1年に1回、この9月、防災の日にされているかと思います。そこで、防犯の訓練も、全庁的に行うような防犯の訓練というのはなされていないかなと思いますので、こちらもぜひ検討していただきたいなというふうにと思いますが、公室長どうでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

来庁者と職員の安全を図るため、今後も訓練等を実施していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

そうなんですね。本町役場の職員さんだけではなくて、来庁者、町民の方も、これは安全を守ることにつながりますので、ぜひとも防犯訓練、全庁的な防犯訓練というものも提起したいというふうに思っております。

以上の3項目が、冒頭申し上げました住民のニーズの高い防犯に関連する質疑でございます。最後の項目に移ります。

市町村の基礎自治機能ということで、大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例が今年度より施行され、そして、既に2年前、府の関連部署が課から局へと格上げされていることと併せて、府としての取組が一層強化されております。そこで、本庁として、基礎自治機能のこれからについて、市町村への積極的関与を進める府とどういうふうに関わっていくのか、まずはお尋ねしたいと思います。

副町長（井上 智宏副町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

副町長。

副町長（井上 智宏副町長）

まず、この4月に施行されました大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例でございますけども、様々な要素が織り込まれた条例にはなっております。一言で言いますと、市町村が住民に対するサービスを将来にわたって安定的に提供できる機能、また、体制を確保するための取組を行う際、府の支援であるとか、府の責務であるとか、こうしたもの

を明文化されたものと認識しております。

今後、本町におきましても、急激な人口減少や高齢化の進展によりまして、町行政に影響を及ぼす様々な課題の発生、こういったものが見込まれます。そういった状況の中、基礎自治体である本町が、住民サービスを将来にわたって安定的に提供できる機能や体制を確保することが重要でございます。

そのためには、浮かび上がる様々な課題を的確に予測し、例えば、基礎自治機能を維持していくための計画や方策を検討するなど、その影響を見通しながら取組を進めていくことが必要でございます。また、本町の将来像や進むべき方向性について、住民とともに十分に議論を行いながら、本町自らが判断していくということも必要でございます。

その際に、町単独で解決していくことが困難な場合には、府条例に基づき、必要な支援また助言を求めるといようなことになろうかと考えております。

なお、昨日も府市長村局が、条例で一応今年度中に基礎自治機能充実強化基本方針なるものを策定する必要がございます。その策定の作業を進めるために、市町村の基礎自治機能の維持・充実・強化に関する議題や、それから、将来見通しの作成状況、広域連携の状況等について、ヒアリングに来られたところでございます。この方針は、今年度中ということなので、これから先どのような作業になっていくか注視する必要がありますけども、そういったことを待つまでもなく、必要な取組、将来予測であるとか、そういった取組は着手していくべきものやと考えております。

9 番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

昨日にも、その府の担当部局の方とやり取りがあったということでした。将来予測を行って浮かび上がってくる課題を町民と共有して、自治機能を維持していく方策を検討するというところでございました。その今年度から施行されているその条例には、市町村からの求めに応じ、必要な支援・措置を講ずるとあるんです。ただ、府のその条例なり、市町村局に対して、何もしないで何かいい支援策はありませんかねというわけではなくて、本町として、長期的なビジョンを明確化させた上で、このビジョンを実現するには、どういった方策がありますかというような感じで、具体的な支援の求め方が必要なんだろうなというふうに思います。

直近の課題で言うと、技術職の職員さんの不足解消とかいうことなんでしょうけれども、中長期の財政シミュレーションというものがあります。こちらには、何といたっても超人口減少、そして財政調整基金の残高、そして公共施設の管理ですね。これらが問題点に挙げられています。長期的な視点に立った解決策というのは、この中長期財政シミュレーショ

ンには書かれていません。あくまでも、これ課題の抽出のシミュレーションなので、解決策までは書かれておりませんが、先ほど、副町長からもご答弁でありました計画方策を検討するということでしたけれども、今の現時点では、そこまで遠い将来、こういった課題があるんだけれども、どういうふうに解決していくかというところは、現時点ではまだ見いだしていないと、見いだせることができないというような認識で間違いないでしょうか。これはもう町長にお願いしたいです。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

現状では、将来を見据えた計画などは作成できておりませんが、今後、人口推計を基にした財政シミュレーションや将来予測を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

9 番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

現時点では、まだまだそこまではということでした。ただ、この総合計画でも、本当に人口予測というものがはっきり出されております。今最新の情報では、思っていたよりも人口の減りが緩やかになっているのかなというような感じらしいんですけども、人口減少というのがもう本当にあらゆる課題のセンターピンというんですかね、もうどんな行政課題の中心に、もうこの人口減少というのが上がってくるのかなというふうに思います。なので、この人口減少というものを常に念頭に置いていただくことと、あと、昨年に協定を結びました、それら人口減少に対応するというようなことが根底にある、2市1町の広域連携協定もありますけども、あれもちょっとここ最近動きはどうなってるのかなというような状況でもあります。これら2市1町と、せっかく町長、高石と大津と良好な首長との関係を結んでいるんでありますから、このような2市1町の枠組みも活用しながら、府の条例には、広域連携に関する専門的な支援も行うというふうにも規定されておりますので、こういった枠組みも活用しながら、人口減少社会にどう対処していくのかというビジョンを、ぜひとも今後近いうちにもお示しいただきたいなというふうに思っております。最後、町長お答えいただけますか。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

2市1町の広域連携もしっかりと首長同士で議論を高めながら、今行く末のところをしっかりと解決をできるところ、また我々の足りないところをヘルプしていただけるようなこともしっかりと、私どもといたしましても捉えていきたいと思います。

そして、今の私どもの現状といたしましては、しっかりと忠岡を地固めしながら、先ほども答弁ありましたとおり、しっかりと将来を見据えて備えてまいりたいと思いますので、忠岡町のあるべき姿を明確にしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ぜひ、その地固めというところ、町長が先頭に立って取り組んでいただきますようお願い申し上げまして、今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上で、前川和也議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

議事の都合により暫時休憩をいたします。

13時より再開をいたします。

（「午前11時20分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

先に、今奈良幸子議員の発言を許します。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2 番（今奈良幸子議員）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って、第6次忠岡町総合計画においての質問をさせていただきます。

その前に、情報共有、説明責任、責任共有が、町民と行政の関係において重要であるという観点について、詳しく述べさせていただきます。

令和4年8月23日、大阪府町村議長会で、新しいローカルリズムの幕開けをテーマに講演された戸田氏が、このようにお話ししていました。まちづくりの原点は、地域特性を心の誇りへと昇華させることにあり、生活環境においては、密接に関連する政策課題の動向を共有することが求められます。地方議員は首長の大切なパートナーであり、行政運営の方向性を示すのは役所の役割です。しかし、高品質の行政サービスを効率よく提供するためには、組織を収縮させることも重要です。そのためには、地方議員と役所が密接に連携し、最適な行政運営を追求することが不可欠です。最少の経費で最大の効果を上げるには、効率のよい役所、成果を出す役所、説明責任を果たす役所が必要です。そして、何よりも、人と環境に優しい役所を目指すことが求められているという内容です。

また、総務省消防庁の資料で、国民の責務の規定では、国民に対して、一定の知識または行動を求めるとともに、国及び地方公共団体が行う施策に協力することが一般的と挙げられています。

地方自治法の第10条第2項、住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。日本国憲法の第12条、この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。また、国民はこれを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する義務を負うとも挙げられています。

2024年2月27日の議員のためのハラスメント防止研修のお話では、議員の求められるコンプライアンスとして、全体の奉仕者、公務員としての自覚、厳しい議論と人格攻撃はノットイコールであり、町民が犠牲にならないようにするために、建設的な議論を行う、議員の権利を最大限尊重しながら、自浄作用が求められるなどが述べられていました。

以上のような視点を持つことで、地方議員は地域住民の幸福度を高める政策を実現し、地域社会の発展に貢献できると考えます。地方議会の在り方を見直しつつ、住民との協力を深め、未来に向けた新しい価値を創造するための取組を町民行政とともに、役割に適した責任を果たしながら進めていく必要があるという考え方を基に、具体的な質問に入ります。

まずは1つ目の項目、健康に暮らせるまち・便利で生活しやすいまちです。

1、時代の変化により、町民ニーズの多様化・高度化が進み、町がその一つ一つのニーズに直接対応することが困難であることから、町民が自立的にまちづくりを担っていくことが求められていると考えます。

一方で、地域の課題に取り組みたい、まちをよくしたいという町民の思いがあっても、住民活動に関する情報が入手できない、そうした活動をしている団体に結びつけることができないとなると、住民活動を支援する体制が十分であるとは言えません。

そこで、2点お聞きします。まず1点目ですが、住民の協働の仕組みがないと思いますので、新たに仕組みづくりの必要があると考えますが、その点についてどのように考えているのかお聞かせください。

次に、2点目、地域福祉活動の担い手の育成についての事業は、令和5年度までは何も行われていなかったが、その点についてどのように考えているのか教えてください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

私のほうからは、1点目の住民協働の仕組みづくりの質問について、答弁させていただきます。

町民との協働については、第6次忠岡町総合計画においても、愛着が持てるまちづくりを進めるために、住民や企業の参画、協働の推進を掲げております。忠岡町にお住まいの方々が、お互いに助け合い、住みよいまちとしていくためには、より活発な町民活動を行い、町民協働による取組を充実していくことが必要であると認識しております。

現在、本町において、具体的な町民協働を後押しする仕組みはございませんが、他市町村では、たくさんの事例がございますので、今後、調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

私のほうからは、2点目の地域福祉活動の担い手の育成という部分に関しまして、答弁させていただきます。

近年におけます少子高齢化や人口の減少をはじめ、地域でのつながりの希薄化など、地域生活を取り巻く環境は複雑・多様化しております。地域福祉活動の担い手育成につきましては、社会福祉協議会に委託しております小地域ネットワーク事業によりまして、要援

護者一人一人を対象に、保健、福祉、医療の関係者と住民が協働して、見守り、援助活動を行っており、高齢者、障害者、子供などの社会的弱者が地域の中で孤立することなく、安心して生活できるよう、地域住民による支え合い・助け合い活動を行っております。

令和3年度から令和5年度までは、コロナ禍によりまして、活動を縮小せざるを得ませんでしたが、コロナ禍も一定落ち着いてまいりましたので、令和6年度から、活動の活性化に向け、社会福祉協議会と協働して取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

1点目ですが、町民と協働においては、住民企業参画協働の推進の部分に当たることが分かりました。現在、本町を盛り上げていきたい、貢献したいと思っている方に出会うことが多く、様々な調査の中、市民活動支援センターというものがあることを知りました。大阪府では、市民活動を応援し、支援する施設が、民間、自治体を合わせて20施設以上あるにもかかわらず、本町にはないので、その点について質問させていただきました。

次に2点目ですが、忠岡町における住民活動における担い手の育成にも関わるため、質問させていただきました。

実施計画には反映されませんが、今年度から活動の活性化に向けて、社会福祉協議会と協働してくださるということなので期待しております。

社会福祉協議会には、ボランティア活動事業、ボランティアセンターもあり、ボランティア活動をしている方々もいます。本町では、各種協議会、連合会、少年団、体育協会など多くの団体が活動しており、行政相談委員、民生委員、人権擁護委員、保護司も活躍しています。しかし、人とのつながりがなければ、なかなか各種団体や委員に関わるのが難しいと感じます。また、横のつながりがあるようにも感じられません。

そのため、2の質問である、町民と行政が協働していくために、ネットワーク（プラットフォーム）を構築し、横のつながりができるように可視化していく必要があると考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

町民と行政が協働していくためのネットワーク（プラットフォーム）構築は必要と考えて

おり、今後、他市町村での事例などの調査研究を進めてまいりたいと考えております。また、本町では、議員のおっしゃるとおり、既に、社会教育や福祉関係団体が数多く活動しております。これらの団体の活動支援も引き続き行うことで、共に愛着が持てるまちづくりを行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2 番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2 番（今奈良幸子議員）

調査研究してくださるということなので、本町に適した町民協働の仕組みづくりをよろしくお願いいたします。

続いて、3、憩いの空間形成を目的とした公園等の適切な維持管理について、質問いたします。

本町としてどのように考えているのか、また、公園の利活用についての考え方を教えてください。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

議員お尋ねの公園など維持管理の考え方についてご答弁いたします。

まず、日常的な維持管理につきましては、公園内の除草、剪定、清掃を中心に実施しております。また、遊具につきましては、昨年度、点検調査を実施し、危険性の高いものについては、今年度撤去いたしました。

議員ご質問の中にありました、維持管理の考え方につきましては、公園施設に関する台帳が未整理または未作成となっており、遊具等の配置状況、設置年月日、修繕履歴等が不明瞭であり、全体像の把握もままならない状態でございます。遊具等の修繕では、応急処置的ではありますが、順次対応してまいります。したがって、現在、中長期の維持管理を念頭に、台帳の整理・作成を進めており、公園の現状把握、後年度の更新事業への活用へとつなげてまいりたいと考えております。

続きまして、公園の利用についてお答えします。

各公園の規模、位置、使用状況等を調査し、年齢、性別、障害の有無にかかわらず、誰もが利用でき、公園をしなかった人が、また行きたくなり、憩える公園を目指してまいりたいと考えております。また、良好な地域社会の維持形成を目的として組織された自治会や町内会が、公園の使用状況を遵守し、適正に利用していただけるのであれば、地域交流

会やミニイベントなどを自主的に開催するなど、公園を有効活用していただければ幸いです。

以上でございます。

2 番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2 番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。

本町の現在の財源の中で、でき得る限りの対応をしていただいていることが分かりました。公園の利活用に関しては、本町を盛り上げるためにイベントを企画したいと考える方にお会いすることが多く、その限られた資源の中で、公園の活用が鍵ではないかと考え質問させていただきました。

次に、憩いの空間形成という観点から、再度質問いたします。

忠岡町の土地における清掃、除草などの美化事業は委託していることが多いのですが、町民が協力し合って、ボランティア活動とすれば、別なものに財源を使うことができます。現在、美化運動は自治会でも行っていますが、特定の方々ばかりです。ごみのポイ捨て、不法投棄については、持ち主が責任を持って自宅に持ち帰るだけで、ごみ拾いをする必要がなくなります。清掃ボランティアはありますが、ごみのポイ捨てがなくなる限り、永遠に清掃を続けなければなりません。

本町には、忠岡町ごみ等のポイ捨て等の防止に関する条例がありますが、1年間清掃ボランティアとして活動してもごみの量は減らず、条例が生かされていないと感じています。この点について、何か対策を考えるおつもりはありませんでしょうか。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

日々、清掃ボランティアとして活動をしていただいていることに関しまして、お礼申し上げます。

議員が日々活動されているエリアでは、ポイ捨てされるごみの量は減っていないとお聞きしましたが、現状、ポイ捨てに関し、住民の方々から苦情や問合せは特段いただけない状況でございますので、現時点で具体的な新たな施策については予定していないところでございます。今回、ご意見をいただきましたので、改めて広報紙などを活用し、ポイ捨て防止の呼びかけなどを行うなど、住民モラルの向上を図ってまいります。

以上でございます。

2 番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2 番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。

令和5年第3回忠岡町議会定例会でも質問させていただきましたが、ポイ捨て等に関する苦情や問合せについては、過去数年にわたって、特筆すべき実例の記録がなく、今年度に入ってから目立った苦情や問合せはいただいているのが現状です。また、啓発イベントの実施については、今後、ほかの自治体での実施状況や実績を参考にしながら、本町での実現可能性について研究するとのお答えでした。しかし、現状、本町を歩いていると、必ずたばこやお菓子の袋が落ちている事実は理解していただきたいです。

参考にですが、協定を結んでいる泉大津市では、2023年12月2日に「海洋ごみについて知ろう！スポGOMI大会 in いずみおおつ2023」、高石市では「チャレボラ2022元気に楽しみながら高石をキレイにしちゃえプロジェクト」というごみ拾いイベントが企画されています。これらの情報に鑑み、本町の環境美化を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、最近、アピアランスケアという言葉聞く機会が増えたため、この項目の最後である、4について質問いたします。

国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院では、アピアランスケアを「がんやその治療に伴う外見変化に起因する身体・心理・社会的な困難に直面している患者とその家族に対し、診断時から包括的なアセスメントに基づき、多職種で支援する医療者のアプローチ」と定義しています。一般的には、医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアと表現されています。

他市では、がん患者のためのアピアランスケアに関する取組が行われていますが、本町では、助成制度など何か取組を行う考えはありますか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

大谷健康福祉部次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

アピアランスケアは、医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアであり、患者が自分らしく過ごすための支援となっています。

大阪府内市町村において、医療用ウィッグ購入費用の助成を行う市町村は増加傾向にある中で、本町といたしましても、近隣市町の状況を踏まえ、事業を開始できるよう引き続き検討してまいります。

なお、大阪府下では、府内のがん診療拠点病院に設置されている、がん相談支援センターを中心に、アピアランスケアについて無料でご相談いただけるところがございます。泉州圏域では、市立岸和田病院、府中病院、和泉市立総合医療センター等がございます。

2 番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2 番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。

他市では、アピアランスケアに関するリーフレットやウィッグ購入費用助成、がんに関する相談窓口の設置を行っています。外見のケアも大切ですが、心のケアが最も重要だと思いますので、まずは相談窓口をお伝えすることから始め、当事者の実情に合わせた本町の支援を少しずつ考え進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、2 項目めの子育てしやすいまちの 1 に移ります。健やかな心と体づくりの推進について、現状と今後の方向性を教えてください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

健やかな心と体づくりの推進につきまして、答弁させていただきます。

総合計画におきまして、小中学校並びにこども園での給食調理業務の委託及びスクールカウンセラーの配置事業を計上しております。学校園の給食調理業務につきましては、これまでどおり進めてまいります。なお、皆様ご承知のことと存じますが、本町におきましては、就学前施設における給食費につきましては、完全無償化としており、今後も継続してまいります。また、スクールカウンセラーの配置につきましても継続してまいります。

2 番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2 番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。

健やかな心と体づくりには、人的環境と物的環境を整える必要があり、特に人的環境が大切になります。子供と関わることが多いという視点から、地域、学校、こども園と家庭という観点で、2点お聞きします。

1点目ですが、学校にはスクールカウンセラーが配置されており、3月議会でも、認定こども園に第三者的な関わりができるカウンセラーを配置してほしいと要望し、本府では事例がないため、調査研究していくという答弁でした。こども家庭庁の令和6年度保育関係予算概要要求の概要の中に、保育所等における要支援児童等対応推進事業、保育対策総合支援事業費補助金があり、保育所等で保育士等が有する専門性を生かした、保護者の状況に応じた相談支援を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等への対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図るものとあります。まず、こちらを活用してみてもいいでしょうか。

2点目ですが、家庭教育支援の推進に関する検討委員会の資料「つながる創る豊かな家庭教育、親子が元気になる家庭教育支援を目指して」によれば、核家族化による、親が身近な人から子育てを学ぶ機会の減少や、都市化による地域とのつながりの変化など、家庭教育を支える環境が大きく変化しています。

こうした中、全ての親が安心して家庭教育を行えるよう、文部科学省では、子育てサポーターリーダーなど、家庭教育を支援する人材の養成や地域人材と教職員経験者、児童委員、主任児童委員、臨床心理士などから成る家庭教育支援チームの組織化による相談対応や学習機会の提供、早寝早起き朝ごはん国民運動等の支援施策が展開しています。

現在、若者のひきこもり、不登校、社会格差の問題、児童虐待相談対応件数の増加など、家庭と子供の育ちをめぐる問題は複雑化しています。また、共働き世帯は増加しており、子育て家庭を社会全体で支える必要性がますます高まっています。子供たちの健やかな成長のためには、こうした社会動向を踏まえた効果的な家庭教育支援施策が一層求められています。地方自治体の役割としては、家庭教育支援の取組をコーディネートする中心的な役割となっております。

家庭教育支援チームの形成プロセスとして、個人的活動中心の子育てサポーター養成、組織的活動の基本型家庭教育支援チームの形成、アウトリーチ型支援のアウトリーチ手法の獲得、目的に応じたネットワーク型支援のキーパーソン、機関との連携及び活動拠点の獲得といった段階を踏むとされています。まずは、個人的活動中心の子育てサポーター養成講座を開催する考えはありませんか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

まず1点目の保育所等における要支援児童等対策推進事業につきましては、補助金の要件などにつきまして、大阪府に確認を取ったところ、本町の現状でも問題はないという考えでありますので、積極的な活用を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

2点目の子育てサポーター養成講座の開催につきましては、本町の場合、保健センターでの各種イベント開催時や子育て支援センターなどを活用して開催するなどが好ましいものと考えているところでございます。今後、先進事例等を調査研究しまして、本町においても、早期に開催できるように取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

前向きに考えてくださっていることが分かりうれしく思います。なるべく早期の実施をよろしくお願いいたします。

続いて、2に参ります。子供と親の健康づくりの推進において、今年度に新たに考えている事業はあるのか、お答えください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

今年度、新たに考えている事業としましては、子育て支援アプリの導入を予定しております。これは、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートするため、スマートフォン用アプリを導入し、子育て支援や子供の健康などの情報発信を積極的に実施するために導入するものでございます。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

子育てアプリを活用しての情報発信をよろしくお願いします。

1でも述べているとおり、人は生きていく中で環境を整えることが必要であり、私たち人間は心と体が健康でなければ生きていくことができません。先日、厚生労働省の担当の方へお話を聞きにさせていただく中で、ひきこもりの一番の原因が人間関係のトラブルと教えていただきました。また、世界精神保健調査では、我が国の精神障害への生涯有病率

が22.9%であり、精神疾患は誰でも罹患し得ることが報告されています。だからこそ、自治体として人との関わり方の講座の開催や、厚生労働省が推進している心のサポーター養成事業を行っていく必要があると考えていますが、その辺いかがでしょうか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

心のサポーター養成事業につきましては、議員お示しのとおり、現在の社会において、人と人とのつながりの中で、様々な考え方の相手と関わりを持つ必要があり、中にはそのような人間関係の中で心に傷を負ってしまい、社会生活に支障を来し、いわゆるひきこもりにつながることが珍しくありません。

そのようなことから、人間関係について学ぶ場を整備して、心のサポーターを配置することの必要性は十分に認識しているところでございます。つきましては、近隣市町の状況などを調査研究するとともに、人事担当、財政担当とも、調整を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

情報を受け取ることから始まりますが、価値観と行動を変えるのはなかなか難しいものです。だからこそ、座学と実習を組み合わせた研修や、定期的に見直しや復習ができる研修が重要だと思いますので、調査研究と調整をよろしくお願いいたします。

続きまして、3項目め、安心して暮らせるまちに入ります。

3月議会におけるペット同行避難について、泉南市の取組を調査し、近隣市との情報交換や情報収集を行うとの答弁がありましたが、その後の進捗状況を教えてください。

また、危機管理体制の充実、災害を見据えた都市基盤の整備に関する事業について、今年度の新たな事業とその方向性を教えてください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

さきの3月議会において、ペットの同行避難について、他の自治体で同行避難に関する

取組をされているご指摘や、2市1町での広域連携による情報交換から進めていくのはどうかなどご質問をいただきまして、近隣の団体との情報収集や情報交換から行っていくなどのご答弁をさせていただいたところでございますが、現在、積極的な意見交換まではできていないところが現状でございます。他の団体での取組状況などの情報収集等につきましては、改めて、早い段階で行ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

次に、危機管理体制の充実等、災害を見据えた対応につきましては、災害発生時における本町職員の配備体制においては、無駄なく効率的に災害対応業務が行えるよう、班体制の見直しや、災害時の事務分掌を明確にするため、現場対応班を新設し、指揮命令系統を明確にいたしました。

また、継続事業として実施していますが、防災体制の充実を図る観点から、災害時協力協定をはじめとする各種災害協定の締結におきましては、先般、新たに、道路や避難場所等の機能保全を図り、災害時の迅速な人命救助やライフラインの復旧活動を可能とするため、災害時等における車両の移動等に関する協定を締結いたしました。

さらに、災害発生時における要支援者に対する支援を図るため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画策定並びに安否確認等の管理体制構築に向けシステムを導入し、災害時における避難体制の確保にも努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。

地域猫活動をしている中で、動物を飼っている方々に会うことが多く、ペット同行避難の体制づくりは不可欠だと感じています。町民の安心安全を守るために、少しずつ前に進めていただけたらと思います。災害時において、どのように考えているのかをお聞きすると、多くの飼い主が避難せずに自宅に泊まるという考えを持っています。広報紙のアンケートも、現在行っているL o G oフォームという電子申請システムを使ってアンケートを取ることができるので、一度試してみてもいいでしょうか。

また、2つ目の施策について、いろいろ取り組まれていたことをお聞きして、本当にこちらもうれしく思います。大阪府内の中学校や大学でも取り入れている地域の災害対応力を向上させることができるゲーム感覚の訓練があります。それは、地域における防災の担い手である自主防災組織のほか、消防団、消防署職員、市町村職員など様々な機関や団体が参加し、自分たちの住む地域の防災力を理解し、災害に対する強さと弱さを認識した上

で、災害発生時の初動対応を考えてもらう災害図上訓練D I Gと、避難所運営のノウハウをゲームを通して疑似体験することで、地域の災害対応力を向上させる避難所運営ゲームHUGです。これらをまず導入してみたいかと思いますが、町民とともに考えていくきっかけづくりになると思いますが、その点を教えてください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

災害時には何よりも人命が優先されますが、ペットは家族の一員として、人生のパートナーとしても、生活の支えとする意識が一般的になりつつある中、災害時に飼い主とペットが同行避難することは、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要であると考えております。

一方で、避難所においては、動物が苦手な方やアレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、ペットの受入れ等においては、一定の配慮が必要であるとも考えております。

なお、ご指摘の飼い主の方の多くは避難せず自宅にいるというケースが多いことに関してのアンケートの実施につきましては、他の団体で作成しているペット同行避難マニュアル等を調査研究しながら、実施については対応を考えてまいりたいと考えております。

また、ご意見いただいた災害図上訓練D I Gや避難所運営ゲームHUGの取組につきましては、過去にHUGを実施したことや、D I Gにつきましては名称は異なりますが、災害発生時における自分たちの住む地域での防災意識を向上させるなどを目的として、各地区ごとで、図上での議論を交えたワークショップでの実施を行ったところでございます。

つきましては、実施してから日がたっていることなどを踏まえ、必要に応じて、実施することについては検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

2 番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2 番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。D I GとHUGと形は違えどされていることを知って、それも本当に知らなかったのもうれしく思います。

今後の方向性については、ペット防災について取り組んでいる団体もありますので、そうした専門の方々との情報交換もしていただき、また近隣の方々の情報共有もしながら決めていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

最後の項目である、持続可能な行政運営ができているまち、町職員の能力開発の推進に入ります。

令和6年度予算審査特別委員会で、人材育成の職員研修についてお聞きしました。町職員の能力開発の推進において、現在どのようなことを行っているのか、また、新たな事業が予定されているのであれば教えてください。

町長公室（中定 昭博公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定町長公室次長。

町長公室（中定 昭博公室次長兼秘書人事課長）

本町の行政運営において、町長の指示の下、施策を企画し実施していくのは職員であり、その人材育成如何によつては、まちづくりにおいて、将来的に大きな差異が生じると考えております。一方、人材育成においては一朝一夕にかなうものではなく、長年かけて続けることにより育成がかなうものでもあります。

現在の本町の人材育成施策としましては、本町が実施する職場マネジメントの研修、それから、若手の世代の考え方を学ぶための管理職研修、それから、職員全員が対象となる人権研修、仕事の進め方研修、ハラスメント研修等を実施しております。

また、それらに加え、マッセO S A K Aという、おおさか市町村研修研究センターという、市町村職員が対象となる研修を実施している機関ですが、ここが実施する年間100本を超えるプログラムの中から、職員一人一人が年に1本以上申し込みすることを求めています。

これらに加え、大阪府庁への研修生の派遣についても、職員配置の難しい中でも常に1名派遣し、2年間、大阪府の職員として仕事をこなしながら勉強し、大阪府の職員とのパイプをつくって、本町に帰ってきてきていております。

今後も、先進的な事例も研究しながら、町の発展に寄与する人材育成を図ってまいります。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。

知らないところでいろんなことをされていることが分かりました。

米国のある調査では、あなたの学習に影響を与えるものは何かと質問したところ、次のような結果が出ています。70%の人が、仕事上の経験や上司や先輩から受けた指導を挙

げ、20%が上司や先輩など他者の観察や助言を挙げ、10%が研修の受講や読書などの自己啓発を挙げています。

この話を踏まえ、OJT、職場で上司や先輩が実務に即して知識・ノウハウを意識的かつ継続的に指導し人材育成を行う取組が実施できる職場環境や体制づくりに心がけていただきたいと思います。その点いかがでしょうか。

町長公室（中定 昭博公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定町長公室次長。

町長公室（中定 昭博公室次長兼秘書人事課長）

オンザジョブトレーニングの大切さは、議員ご指摘のとおりでございます。仕事内容を幾ら説明して勉強していても、その場面が来ないと見えないことがあります。本町においても、職場でそれぞれが仕事をしながら教えるという形は結果的にはしておりますが、その大切さ、必要性を理解した上で実施できるよう、意識づけをしてまいりたいと考えております。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

議員として活動し、忠岡町職員や国などの行政職員の方々と接する中で、自分たちが思っていた状況と異なり、多様化が進み、財政的にも厳しい状況と人材の確保が難しい中、必要なサービスを模索しながら、多くの方に届けるために日々努力してくださっていることを実感しております。

職員としての姿として、過度な負担がないこと、メンタル疾患にならないことを前提に、戸田氏が述べているとおり、議会や住民に対し誠実で真摯であり、地域に飛び出し住民とともに体験し、地方分権改革は住民サービスの向上策と心得、そして、学びを大切にし、成長する組織を目指していただけたらと思います。よろしくお願いします。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上で、今奈良幸子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、松井匡仁議員の発言を許します。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7 番（松井 匡仁議員）

松井でございます。ただいま、議長からお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。議員の皆さんにおかれましては、しばらくの間、ご清聴のほどどうぞよろしくお願いいたします。

昨今におきましては、私たちの暮らしに関わるほぼ全ての物の値上がりが続いておりまして、今月からは、電気代・ガス代ともに、補助金の終了に伴って大幅な負担の増となってまいります。最初の頃は、円安やしこのままやったら賃金も上がらんし、ちょっとしゃあないなと思ってたんですけれども、私たちもだんだんとしんどくなってきました。

しかし、そんな苦しい中におきましても、変わらず納めてくださっておられます税金の使途につきましては、当然、住民の皆さんの目もだんだんと厳しくなっております。私も、町民から信任を受けた一町議といたしまして、その責を果たすべく、今まで以上に厳しい目で税金の使途を見極めていきたいと思っている所存でございます。

ちょっと前置きが長くなりますが、本日は、事業をいかに無駄なく効率的に公平に行うか、そのためにどのように事業を進めていけばよいのか、また、どうすれば住民の皆さんの理解が深まるのかを考え、2 の質問をさせていただきます。

まずは通告書のとおり、町内の危険箇所について質問をいたします。

課の名称は変わってしまいましたが、昨年、危機管理課におきまして作成された町内の危険箇所図について、皆さんも一度はお目にされたかと思いますが、これは当課が各自治会に依頼し、自治会内の危険な箇所を、そこにお住まいの住民の目線でご報告をしていただき、その情報を集約して一元化した図面を作成することで、他の地域で暮らす皆さんに、町内の危険箇所を把握していただくことを目的に行った事業であります。目的、目標ともに大変明確であり、意義のある事業だと感じております。担当は変わりましたが、たまたま私の目の前で座っておられますので、小倉次長、ご苦労さんでした。

さて、本年度に入りまして自治防災課に名称が変わり、新たなスタートを切ったわけですが、今年度におきましても前年度同様に、各自治会へ危険箇所の報告を依頼し、情報を収集しておられますが、今回はどのような危険箇所の報告がありましたでしょうか。また、図面の更新以外にも新たな活用などはご検討とされておりますでしょうか、ご答弁よろしくお願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町におきまして、令和４年度より、自治振興協議会より、各地区においての危険箇所情報を報告していただき、住民の皆様の自助・共助意識の向上及び地域の現状把握に努めていただくとともに、災害時の被害軽減が図られるよう、事前に地域の皆様に、このようなところが危険であるとの認識をいただくことを目的に情報収集し、各地区の危険箇所を地図に落とし込み、毎年更新をしたものを町ホームページに掲載し、各地区集会所においても掲示等をしていただいている状況でございます。

また、各地区より報告のあった主な内容といたしましては、道路の冠水や特定の場所での浸水、水路に蓋がないなどをはじめ、古い木造住宅等の倒壊のおそれがあるなどの報告がございます。つきましては、これらの情報を集約することで、行政といたしまして、関係部局とも情報を共有し、連携を密にしながら、必要に応じ、危険箇所の対応策を講じていく必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

７番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

７番（松井 匡仁議員）

公室長、ご答弁ありがとうございました。南次長がいらっしゃらないんで、ちょっと残念なんですけれどもね。ありがとうございました。素晴らしいお考えやと思います。必ず私たち町民のためになると思いますんで、今後の事業展開を期待しております。よろしくお願いいたします。

これは、原課が考えて発案して、住民の声を聞いて集約一元化したと。そうすることで、一旦住民が見える形にされたわけなんです。図面にしましてね。そして、今回、南次長おらんですけれども、その情報を基に各課との調整を図って、一つ一つを実行していくという、今ご答弁をいただいているんですけれども、これ行政が出す事業の在り方、また税金の使い方として、私は非常に計画的で無駄のない事業やと感じております。あんまり褒めると、次長がお尻かゆなってくるんでこの辺にしときますが。

そこで、もう一度、公室長にお伺いいたします。ここまで仕上がった本事業につきまして、忠岡町といたしましては、今後、各課への予算づけ等を含めて、どのような采配を行っていかうと考えておられますでしょうか、ご答弁よろしくお願いします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

行政として、地域における危険箇所を把握し、改修や修繕等を行っていくことは必要であるとは認識しております。つきましては、必要に応じ全庁的に予算措置を講じるなど、優先順位を考慮しながら関係部署と協議し、対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

7 番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7 番（松井 匡仁議員）

公室長ご答弁ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

私、何でこんな質問をしたかと言いますと、こういうふうに計画的で一つ一つの途中経過、これもうしっかり住民に見える丁寧な進め方、こういう進め方で事業を皆さんに行っていただきたいと思ったからなんです。これから行っていくであろう公共施設の改修なんか、事業が大きくなればなるほど、こういうふうに進めていっていただきたいと思ったんで、ちょっと一例を挙げまして質問にさせていただきましたんです。皆さんどうぞよろしくお願いします。

それと、ちょっと話がそれるんですけども、最近のプロポーザル、これの仕様書なんかを見てますと、その中身に本町の今後進むべきとか、本町の今後の在り方とか、町のビジョンまでコンサルに頼ってるような事業がちらほらありましてですね。これまあ自分たちの住むまちの方向性を、お金払ってコンサルに聞くというのは、私ちょっとおかしいん違うかなと前から思ってるんです。ビジョンというのは、町民の信任を受けた者が、まずその事業の方向性について自身の考えを町民に示すことであり、そこにはコンサルは要らんですよ。ここは答弁いただきませんので、皆さん一度考えてみてください。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

昨年の12月議会で、今後の町有施設の管理について、これから忠岡町がどういう方向へ進んでいくのかを改めて示していく必要があるとの質問を行った際、公室長のほうから、現在、忠岡町公共施設等総合管理計画の改定を行っているので、しばらくお待ちくださいとのご答弁をいただきました。そして、待つこと数か月、今年3月に改定されました。忠岡町公共施設等総合管理計画48ページ、隅から隅まで読みました。でも、公室長、これでは次の世代への種はまけませんよ。何もできへん。質問は一つだけです。今から個別方針を出すんですよ。よろしくお願いします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

今後の公共施設の管理については、昨年度に公共施設等総合管理計画の改定を実施したところでございますが、今年度については、この計画の会計面に当たる個別施設計画の改定を促進していく予定としております。この2つの計画を軸として、老朽度化度合い、住民の利用度やニーズの把握などにより、どの施設を改修、長寿命化していくか、全庁的に優先順位をつけた上で、財政事情も考慮し、計画的に執行していくことが重要であると考えております。

最終的に、公共事業整備計画というような実行計画そのものを作成するかどうかは、現状未定ではございますが、何らかの形で今後の公共事業の予定は住民の皆様に公表していく必要があろうかと考えております。今後も、前述の考え方により、適切な施設管理に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

7 番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7 番（松井 匡仁議員）

ありがとうございました。終わります。

議長（北村 孝議員）

以上で、松井匡仁議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

議事の都合で暫時休憩をいたします。

再開は14時5分から再開をいたします。

（「午後1時50分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後2時05分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

次に、二家本英生議員の発言を許します。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

5 番、日本共産党、二家本英生です。質問通告に従って、これより一般質問を行います。まず一番最初に、関西万博への子供の招待のことについて質問いたします。

来年4月より、大阪・関西万博が開催されます。日本では、2005年に愛知県で開催された愛地球博以来20年ぶりとなります。今回の万博に関しては、様々な問題が出てきています。まずは、開催場所である夢洲は、廃棄物等を埋め立てた人工島での開催となります。そして、いくら物価高騰があったとはいえ、当初の予定していた会場建設費1,250億円が2,350億円に膨れ上がりました。そして、万博の花形、パビリオンの建設についても、3か国、地域が独自に設計建設するタイプAが48施設中、4月12日の時点で、着工が14施設、約3割に当たる16施設が建設業者が決まっていない工事が遅れています。そして、会場自体の整備の遅れも指摘されています。廃棄物の埋立地がゆえに、メタンガスが発生、噴出しています。そんな中、3月28日には、報道でもされたとおり、会場内のトイレの建設現場でメタンガスによる爆発事故もありました。メタンガスについては、万博会場の至るところで規制値内ですが、発生していることも明らかとなっています。

このような状況の中、大阪府は4歳から17歳までを無料招待をすると発表しました。対象の小中高校に対し、学校単位での訪問の意向アンケートを行っていました。しかし、このアンケートで「学校単位で万博参加を希望しますか」の設問に、選択として「希望する」か「未定・検討中」の2つしかなく、希望しないの選択ができない状況でありました。また、未定・検討中を選んだ学校に対しては、「参加希望の場合は期日までに連絡を」とか、「5月31日までに登録をいただいた学校を優先に割りつけします」というメールも届いており、移行アンケートのはずが、申込みの話にすり替えられている状況であります。大阪府は、あくまで意向アンケートというものの、希望しないを選択させないのは、強制的な参加を促しているのではないかとと思われるかもしれませんが。

先日、忠岡町の状況を教育委員会に確認したところ、忠岡町の小中3校に関しては、先ほどの意向アンケートで、希望すると回答しているということをお伺いしました。学校行事として万博に参加すれば、交通手段、会場での移動距離、昼食場所、災害時の避難計画がない、メタンガスが会場の至るところで発生していて爆発の危険性もあるなど、問題点が多い会場です。そういった会場に、学校行事として訪問するのはとても心配であり、引率する教員の負担は計り知れないものであります。

ここで最初の質問を行いたいと思います。今回の子供招待事業は、学校単位と伺っていますが、忠岡町の小中3校に関しても、最終的には学校長の判断になるかどうかの確認をしたいと思います。担当部長のほうよろしく願いいたします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

校外学習や遠足等教育課程の編成につきましては、学校長の判断となります。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

学校長の判断ということを確認が取れました。それは当然のことであります。先ほど、答弁もありましたとおり、子供たちにもし万が一の不慮のことが発生した場合の責任は、学校が責任を負うこととなります。子供たちのことを本当に考えられる学校長が、やはりここは判断すべきであります。

しかし、学校の行事にするなら様々な問題があります。今言われているのは、パビリオンは選べずに抽せんとなります。希望日は出せますが、行く日については選べません。万博の駐車場から会場入り口まで、1キロメートル徒歩移動となります。1日当たり約1万4,000人が訪問する予定なのに、昼食が取れる団体の休憩所は2,000人までです。入れ替えしても入り切れない団体は、芝生広場かリングの下で昼食をします。医療的ケアが必要な子供への対応も示されていません。そして、先ほども申し上げたとおり、避難計画ありません。熱中症対策についても水筒を複数持たすなど、開催まで1年を切ったこの時点で、子供が安心して見学できる状況にはなっていないです。そして、引率する教員の負担は計り知れないところであります。

学校の教員に聞いたところ、遠足などの校外学習は下見が大変重要となってきます。移動経路はもちろん、トイレの場所、食事場所、見学場所、配慮の必要な子供への対応方法など、子供たちを安心して遠足に行かせるために、相当綿密なスケジュールを組むため、下見をする教員が必要ですが、今回の万博会場の下見は、各学校3人までとなっています。しかも、いつ下見に行けるか分からないということでもあります。ただでさえ教員の負担が多く、今回の万博への学校単位での訪問は中止すべきだという意見も多いところのゆえんです。

そんな中、6月5日、大阪教職員組合が、大阪府、大阪府教育委員会に対し、子供の安全が保障されないとして、学校単位での子供の招待事業の中止を求める申入れをしました。先ほども申し上げたとおり、参加の希望の判断は、最終的には学校長になるかとは思いますが、しかし、忠岡町の教育委員会としては、子供無料招待事業について、果たして子供が安心して訪問できるかどうか、教育委員会の認識として、現在の認識をお示しいただきた

いと思います。答弁をお願いいたします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

先ほどもご答弁させていただきましたが、あくまでも判断のほうは学校長になります。ただ、学校において、校外学習や遠足等が貴重な体験となるよう、計画を立てていくところですが、学校に必要以上の負担がかからないよう、引き続き情報収集に努めてまいります。

現時点におきましては、校外学習や遠足を実施するに当たっての詳細等について、大阪府より示されておられませんので、引き続き、情報収集に努めてまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

教育委員会の認識としましたら、今後も情報収集をしていって、これから遠足行くかどうかの判断も学校長でもらうという、そういうご答弁だったと思います。

そもそも、この子供の無料招待事業ですね。行政の思いつきで出された事業だと私は思います。今でもブラック職場と言われてる先生の仕事、本当に大変だと思います。そこに輪をかけて、教員の負担がかかってしまいます。教職員組合が無料招待の中止を求めるのは当然であります。忠岡町の教育委員会も、現場の先生の実情、声をできる限り聞いて、少しでも教員の負担が少なくなるようしてくださいますよう、教育委員会からもお願いしたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

続いての質問に移ります。2 回目の質問です。

忠岡町は、2 回目の子供無料招待についても行うことを表明しています。2 回目の無料招待の費用は、各市町村が負担することになっています。この市町村負担について、苦言を示している市町村もあり、その意見としては、2 回目は家族や友人と行くことが想定される、家族で楽しみとしていく費用を行政が負担するのはどうなのかと疑問を投げかけています。2 回目の無料招待で家族で行く場合、時期にもよりますが、大人 1 人の料金が 4,000 円から 7,500 円必要となってきます。希望しない子供や経済的な理由により行けない家庭もあると想定されます。このような不公平感がある中で、家族で楽しむための費用を行政が税金を使って出す必要はないと思います。

ここで質問です。2回目の無料招待は中止すべきだと思いますが、町の見解はいかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

大阪・関西万博は、地元大阪で55年ぶりに開催される国際博覧会であり、約160の国や地域等が参加する世界最大級の国家イベントでございます。万博は、子供たちが夢や希望を育む絶好の場であり、世界の様々な文化や知見、最新技術に触れることは、将来進みたい方向性や社会の課題にチャレンジする姿勢を育てるきっかけとなることから、町の将来、ひいては、この国の将来をも担っていく子供たちに、貴重な体験をしてほしいという思いから、町において、希望する4歳から高校生までの子供たちの入場料を助成させていただきたいというものでございますので、よろしくお願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

2回目の無料招待の費用を出す理由は分かりました。でもしかし、そうは言っても、住民の皆さんにはなかなか理解してもらえるかということには、やはり疑問が残ってしまいます。例えば、行きたいのに経済的理由で行けない家庭に対して助成を行うとか、そういった部分に限定すれば、まだまだいいと思います。私は2回目の無料招待事業はすべきではないと考えますが、もし仮に行うとした場合、先ほどおっしゃってた4歳から17歳の方に対しての助成ではなく、助成の方法も検討すべきではないでしょうか。このことについて答弁をお願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

先ほども答弁させていただきましたが、万博は子供たちが世界の様々な文化や知見、最新技術に触れることで夢や希望を持つ場となり、将来進みたい方向性や社会の課題にチャレンジするきっかけにもなると思います。子供たちには貴重な体験をさせてあげたいという思いからのものでございますので、よろしくお願い致します

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

万博に対する町の思いも分かります。私も子供を持ってる親です。やっぱりそういうところに連れていきたいという気持ちもやはりあるんですけども、万博会場の今の状況を考えると、なかなかろ手を挙げて行かせてあげる状況ではないところであります。そういった状況の中で、やはり 2 回目の無料招待についても、やはり各家庭で本来は行くべきだと思っています。わざわざ行政がお金を出して、助成をしてあげていくような事業でもないと思いますので、その点については、引き続き、無料招待の事業をすべきではないことを求めたいと思います。

続いての質問に移ります。産業焼却施設について質問を行います。

新浜地区に建設予定の産業焼却炉施設は、昨年度までは、忠岡町のごみだけを焼却していました。その量よりも 10 倍以上の廃棄物が焼却されることと将来になります。当然、焼却量が増加する分、そこから出される排ガスについては、環境基準を守ったとしても、排ガスの総量としては確実に現在より増えると予想されます。

今回のこの計画が発表されて以来、一般廃棄物と同性状の廃棄物のみしか認めないと一貫して答弁していますが、どのような性状の産業廃棄物を受け入れるのかを町が認可するはずなのに、事業者との協議がまだできていないとして明らかになっていません。何を燃やすのか分からない以上、幾ら有害な物質は燃やさないと言っても、住民からは排ガスによる健康被害や環境悪化を心配する声を伺っています。

そのような声が出ているのは、当然、忠岡町も認識していると思います。過去の忠岡町の答弁では、理解していただくように努力すると述べながら、粛々と事業を進めている姿勢が感じられます。また、議会においても、当議員団が質問した際、建設後の事後調査で事前に設計した分と変わりがないか確認すると答弁しており、やってみないと分からない的な答弁でありました。本来であれば、忠岡町は事業を進める前に、住民の生活環境を守るために、今回の施設がどのような影響を及ぼすのかを事前に調査すべきではなかったでしょうか。

ここで質問いたします。環境影響調査をなぜ行わなかったのか、答弁をお願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

環境アセスメント制度は、事業者が環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり、あらかじめ環境影響評価を行うとともに、事業の実施以後に事後調査を行うことにより、環境の保全について、適正な配慮がなされることを目的とする制度でございます。このため、住民の参加、知事や市町村長関与等の手続や調査、予測、評価の方法などが条例で定められております。

環境への影響について、建設後の事後調査で事前に設計した分と変わりがないか確認するとの答弁は、その趣旨に沿ったもので、手続の流れといたしましては、１、方法書の作成、２、方法書の縦覧、３、意見書、４、知事の意見、５、環境アセスメントの実施、６、準備書の作成、７、関係地域の決定、８、準備書の縦覧、９、説明会の開催、１０、意見書、１１、公聴会の開催、１２、知事の意見、１３、評価書の作成、１４、評価書の縦覧、１５、事業の実施、１６、事業調査の実施という流れで進んでいくことになります。よろしく願いいたします。

５番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

５番（二家本英生議員）

先ほど、担当部長がおっしゃってたのは、環境影響調査の手順ということで、説明ということになります。その答弁の中で、環境の保全について、適正な配慮がされることを目的とする制度とありました。適正な配慮とは、環境基準を守ることだと想定されます。以前の忠岡町の答弁でも、環境基準を守れば安全かという当議員団の質問に対し、安全とは言っていないとありました。安全と言い切るには、現在までの排ガスの排出量を維持または改善することが必要ではないでしょうか。だから、住民は排ガス等による健康被害や環境悪化を心配する声が多いところであります。

質問いたします。やはり、そういった声がある以上、独自で事前調査を行い、環境の悪化をさせないような計画にすべきではなかったでしょうか、答弁をお願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

事業を行う前に独自の環境影響調査をというご質問でございますが、例えば、ごみ焼却施設で焼却能力１日１００トン以上の施設建設に際しては、大阪府環境評価条例に基づき、大気質、水質をはじめ、騒音、振動、低周波音、悪臭、土壌汚染から、景観や地球環境及

び気候変動適応に関し、事業を実施することによる影響を予測し、評価されることとなりますが、その実施に当たっては、新規焼却炉の焼却炉形式、処理能力、発電の有無、運転条件、燃焼温度、煙突の高さ、排ガス温度、排ガス量、排ガス濃度、焼却する廃棄物の種類を特定する必要があることから、施設の設計がある程度進んだ段階でなければ、有効な環境影響調査を実施し難いことをご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

結局のところ、法令に従って計画を進めているということであり、施設の設計ができないことには、事前の関係影響調査ができないということの答弁でありました。

そういった中で、やはり、今、安全であるという根拠が示されていないところではあります。住民の生活に多大な影響がある産廃焼却施設を進めるのは、今の状態ではあまりにも無責任ではないでしょうか。忠岡町は、現在、計画を進めるに当たり、この安全に対する根拠は示されますでしょうか、答弁をお願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

本事業の実施に当たっては、府条例に基づく環境アセスを実施し認可を得てまいります。また、施設の稼働後は、環境基準等の達成と維持に支障を及ぼさないことはもとより、周辺環境に十分配慮した事業となるよう取組を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

これで3回言ったので意見だけ言わせてもらいます。

やはり、現段階では安全の根拠というのは示されていないという、示せないというのが本来の形だと思いますが、やはりそういった今状況であることがはっきりと分かりました。

続いて、次の2の質問に移ります。

今回の事業計画の中でよく耳にする言葉があります。事業者との協議という言葉です。この当初の計画より、どういった産廃を受け入れるのかとか、排ガスの排出基準はどうするのかと尋ねても、いつも事業者との協議という答弁であり、忠岡町の主体は見えてきません。排出ガスの基準についても、いまだ出てきていません。住民は、先ほども申し上げましたが、どういうごみを受け入れるのか、また、健康被害や環境汚染にもつながる排ガスの排出基準も示されていません。住民の生活環境を守るためには、忠岡町が主体となって、こういった規制を決定していくべきです。しかし、大事なことをお伺いしたら、事業者との協議という言葉で、町の答弁が返ってきます。一体いつになったらそういったものをお示しできるのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

排出基準設置の協議はいつ頃になるかということでございますが、今後、先進地の事例を含め、検討を進めていく予定でございます。検討を行う協議体を含め、概要がまとまった時点で、議会にて報告のほうをさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

そうですね。結局、今回に関しても先進地の事例を検討しということで、忠岡町としたらこうあるべきだというのが、まだ出せていない状況であります。この事業が始まってから、もう既に2年以上が経過しているところではありますが、そういったものがまだ示されていないというのは、やはり住民が不安になっても仕方がないなというところは思います。いつに決定するのかというか、未確定な中、今年度中には実施協定を提携する予定と伺っています。実施協定を締結した後、実際の排出基準が決められると思います。それに対し住民の不安の声が出た場合、住民投票を求めることも考えられると思います。その場合、住民投票が行われた結果、反対が多数となった場合、事業の凍結を含め検討するのでしょうか。その点について答弁をお願いします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

排出基準については、国の示す基準値を確実に遵守するための独自の目標を設定するなど、住民さんが不安に思うことがないように、安全安心の確保を最優先に事業を推進してまいりますので、事業の凍結等については検討していないところでございます。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

結局、今、住民が分からないまま、何も決められないまま、実施協定が締結されると。そうなっていくと、その実施協定に基づいて事業が進んでいくことになります。当然、先ほどの答弁にもありましたとおり、凍結も考えていないということだったんですけども、やはり本当にこの産廃施設が忠岡町にとって必要なものなのか、一度議会のほうで公民連携協定方式というのが議決されましたが、住民に実際に問うてはなりません。そういう機会も環境アセスのときには、住民の意見を聞く場があると思いますが、しかし、やはり明らかになった段階で、この事業が凍結できないというのは、大変不利な契約になっているような感じがします。やはり、そういった今この計画の中で進んでいる産廃焼却施設の建設計画であります。私たちは、引き続きこの現状を受け止め、この計画を認めるわけにはいきません。そのことを明確にして、引き続き、住民とともに訴えてまいります。

続いての質問に移ります。

狹隘道路のセットバック費用に補助金をとということの質問をさせていただきます。

忠岡町は町域も小さく、昔ながらの住宅が並んでおり、道幅が4メートル未満の狹隘道路というところが多い町並みとなっています。道幅が4メートル以下の狹隘道路は、災害時の消防活動や避難活動に支障を生じ、安全面で大きな課題があります。また、道幅を4メートル以上確保することで、日照、採光、通風の確保など、良好な環境の市街地の形成をする上で、重要な機能を担保するための最低限の基準となっています。

2021年3月に忠岡町が策定した都市計画マスタープランでは、道路等の整備として、幅員4メートル未満の狹隘な道路の解消を図るため、建て替え時における敷地後退（セットバック）を促進し、道路の拡幅に努めると記載があり、忠岡町も進めていっているところでもあります。

建築基準法では、新築や改築をした際、道幅4メートルを確保することを義務づけられています。それに伴い、セットバック後の道路の部分の土地を整備する費用が発生します。この費用負担が発生するため、セットバックはしたものの、未舗装な部分がそのままになり危険な道路になったり、その部分に道路がふん尿をしたりして衛生上もよくありません。

ここで質問いたします。

セットバックした部分の土地について、舗装費用など補助を出すことによって、舗装しやすいのではないのでしょうか。補助金についてのお考えはいかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

議員ご質問の狹隘道路のセットバックについては、建築基準法により、4メートル未満の狹隘道路であり、同法第42条第2項において、道路として指定されているものに接して建築行為を行う場合については、道路中心より2メートルの幅の後退を行った位置で、敷地の設定を行う義務がございます。また、同法第43条第2項の規定による狹隘道路についても、同様の指導となる場合がございます。

ご質問にあります、セットバック後の道路部分の土地の整備についてですが、後退部分の取扱いについては、同法第44条、道路内の建築制限においてのただし書に規定する内容を除き、建築物または敷地を造成するための擁壁は道路内に、または道路に突き出して建築し、または築造してはならないとあります。

この条文の趣旨は、セットバックにより後退を行った空間については、建築物はもとより、ブロック塀等を道路上に突き出し設置することを規制する条文となっております。ただいまの説明のとおり、同法ではセットバックによる空間の確保、また、その空間上での建築物の設置を規制する法律であるため、議員のおっしゃる道路の整備までは、法律上、規制しているものではございません。

以上のことから、狹隘道路のセットバックの指導については、法律上の必要な指導であり、他の建築基準法制限と同様、所有者が遵守すべき内容となっているため、町の補助金を使用する内容ではないものと判断しております。

以上でございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

当然、法律上はそういうふうになっていて、それに準ずる形でないといけないというのは分かっています。しかし、そのセットバックした土地というのは、なかなか開発行為によるセットバックであれば、そこに2軒以上建つ場合は、事業者が舗装等も行ふということもありますが、なかなか一戸建ての場合はその契約状況にもあると思いますけども、な

なかなかその舗装部分に対して、町がするのか、行政がするのか、個人がするのかという、なかなかそこが明確化されていないところもあったりして、なかなかその部分が舗装されていないところもあります。そういうことを今後も防ぐために、続いての質問に移りたいと思います。

近隣市では、セットバックした用地をその市でアスファルト舗装や公共雨水ますの移設などの整備を行っているところもあります。また、国の制度でも、整備区域を決め、計画を策定することで、国からの補助金ももらえる制度もあります。そういった制度も活用して、狹隘道路の解消の促進につなげていただきたいのですが、そのご検討はいかがでしょうか。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業部部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

先ほどのご質問と同様になるんですけども、議員がご指摘の狹隘道路は、災害時に消防活動や避難活動などに支障を生じ、安全面で大きな課題となっていることは確かでございます。しかしながら、議員おっしゃる補助金や助成の考え方については、まず、近隣市町の事例等を調査研究しながら、関係部署と協議してまいります。

以上でございます。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

できれば、他市でもこれやってることで、忠岡町においては特に線路より西側の地区というのは狹隘な道路も多く、これからそういった新しい家が建てるために、そういったセットバックが必ず必要なところも出てきます。そういったところに行政のほうで舗装とかしてあげれば、大変喜ばれるところもあるので、この制度についてはできるだけ早い段階で検討していただいて、導入に向けてしていただきたいと思います。

続いての質問に移ります。

児童発達支援における教育の連携をということで質問させていただきます。

発達に障害がある子供に対しての支援は年々増加しています。その理由として、障害を早期に発見できることも多くなり、就学前の段階から支援を開始することができるからです。保護者にとっては、子供の特性を理解することで、将来の自立に向けて考える一歩となっているのは確かです。しかし、子供が成長するにつれて、本当に将来子供が自立でき

るのだろうか心配する保護者も多いですが、支援が受けられる体制は人員不足もあり、就学前の幼児が対象の中心となり、学齢期での支援は幼児期に比べて少なくなる傾向であります。子供が学齢期になると、多くの保護者は18歳以降の生活に関して不安を強く感じ始めます。その不安を少しでも和らげていくために、各機関がそれぞれに面談を重ねていますが、やはりそうした情報を一緒に共有する場面も必要となってきます。

私は、先日、ある保護者から相談を受けました。相談を受けた内容というのが、放課後デイを利用されている方が中学校へ入学した後に、高校へ進学するに当たり、一度子供の自立に向けて関係各所の様子を共有するため、放課後デイ事業者、相談員、学校の教員、そして保護者を含めた面談を希望していました。なかなかやっぱり4つの業者や保護者が入ったりするので、調整はつかないところではありますが、それが結局調整がついたのが、学年が一つ上がった今年になってようやく面談の日程が決まったという事例を受けました。私もそうだったのですが、相談をそういった形で早く相談をしても、なかなかそういった面談の会が持てない。それは確かに事実であります。

以前にも一般質問で述べましたが、家庭、教育、福祉の連携、トライアングルプロジェクトの報告の中で、今後の対応策の中に、教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の場の設置や、学校と障害者通所支援事業所等との連携強化などが挙げられています。相談支援専門員や放課後等デイサービスの事業者、そして、学齢期の子供の日中の活動の中心はやはり学校となってきます。学校での子供の状態の把握をなくして、こういった事例の検討は深くなりません。そこに保護者も加わって、サービス担当者会議というものを開いていただき、共通認識を持つことで、子供の将来の自立に向けた適切な取組ができるのではないのでしょうか。保護者からそういった話合いの希望があった場合、早く対応することで、各関係機関が一体となる自立支援チームとして役割を果たせるのではないのでしょうか。

ここで質問いたします。保護者から要望があった場合に、速やかに対応できる体制づくりの構築が必要となってきます。教育委員会として、今後の対応について答弁をお願いします。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議員ご質問の学校担任、保護者、児童相談員、放課後等デイサービスの管理者を交えた会議については、現在も実施いたしてるところでございます。

議員ご指摘の、速やかという点におきましては、現場の状況に応じて、出来得る限り速やかに実施できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく

お願いいたします。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

実施しているということなのですが、結局私のときもそうでした。今回相談を受けられた方もそうです。やはり、相談してから半年も1年もたって、そこからするというのはその時間がすごいもったいなく感じます。子供の成長も、親はできるだけ早くそういった面談をして、子供の自立に向けた活動をみんなで一緒に取り組んでいく、それこそが障害児、障害を持ってる子供が成長していく糧になっていくと思います。だから、実施しているではなくて、できるだけ速やかにこういったことを対応していただいて、その子の自立のためのことを検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後の質問になります。

福祉バスの運行拡充について質問いたします。

福祉バスは、一般路線バスが運行されていない忠岡町にとっては大切な公共交通です。2021年3月に策定した都市計画マスタープランでも、都市施設の方針の基本的な考え方として、鉄道や福祉バスの快適性や利便性の向上により、高齢者等も移動しやすい交通環境を形成すると記載しています。その中で、高齢者や障害者等における町内移動の利便性を確保するため、福祉バス等のより効果的な運行方法について検討とあります。策定から3年が経過していますが、現在の状況はまだ変わらないままであります。

そういう状況の中、今年度の当初予算で、福祉バスの運行業務委託が示され、今年7月より運行業務が民間委託となります。本業務を公募した際の仕様書を情報公開で取り寄せ、内容を確認したところ、業務の提案として、町と改善に向けての検討に協力することと記載があります。共産党の議員団は、以前より、住民からの声を基に、福祉バスの運行について、土日祝の運行、逆回りのルート、増便、コースの見直し等を要望してきました。忠岡町は、費用負担がかかるためということ、なかなか実施していただけないところがあります。

ここで最初の質問を行います。

今後、改善に向けた検討をされていくと思うんですが、検討した結果、将来的に土日祝の運行、複数路線、増便の運行が可能な契約となっていますが、答弁をお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員お示しのとおり、本町の福祉バスの運行業務は、令和6年7月より、直営から民間委託へと変更となります。契約締結時の仕様書におきまして、履行期間中の運行表及び時刻表の変更については、町と協議の上、対応することとしております。将来的に、休日運行や路線変更などの際は、必要に応じ、適宜協議しながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

これから事業者と検討していくということでありました。

忠岡町は、高石市と泉大津市で相互連携をしています。今年の2月1日より、それぞれの福祉バスを利用できますとPRしています。では、連携しているほかの2市の状況はどうなっているのでしょうか。

まず、高石市ですが、月曜日から土曜まで運行しています。また、福祉バスに関するアンケートを実施し、住民利用者の声を聞いています。泉大津市では、今年4月より土曜日の運行が始まっています。ほかの2市は、既に住民の利便性を考え、土曜運行を実施しています。2市1町と相互連携をしている忠岡町が、他の2市に後れを取ってもいいのでしょうか。近隣市、しかも協定書を締結している2市との連携を考えるならば、せめて土曜日運行の検討をするべきではないのでしょうか。その点について答弁をお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

運行ルートの見直しにつきましては、各バス停の利用状況の確認やご要望をいただいております箇所現地調査を行った上で、バス停が設置できるかどうか、ルート変更による時間変更について、厚生労働省の定める基準に抵触しないかなど様々な確認をしております。

また、議員お示しのとおり、高石市、泉大津市、本町の2市1町広域連携の協定におきまして、各市町の福祉バスの相互利用を実施しており、ご好評をいただいているところでございます。現在、2市1町の担当者会議におきまして、よりよい利用につながるよう、引き続き検討を続けているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

ちょっと質問している順番が、先に言われてしまったんであれなんですけど、ちょっと2つ目の質問で、土曜日運行について今後検討していく予定はあるのかという質問ではなくて、2番目のルート変更についての質問をしたんで、その土曜日運行について今後どう考えていくか、それだけ答弁をお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

答弁をもって質問を終結します。

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

土曜日運行につきまして、その辺りについては引き続き検討してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

以上で、二家本英生議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、勝元由佳子議員の発言を許します。

11 番（勝元由佳子議員）

では、通告書に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

最初に、本町の教育についての質問です。PTAについて質問をまずさせていただきます。

専業主婦家庭が多かった昭和時代とは違いまして、今の日本は共働き世帯の増加といった社会情勢を受けて、近年、PTA加入等をめぐる問題が全国でも顕在化しております。先日もテレビ番組でこうした問題が取り上げられていました。実際、町内の共働き世帯の保護者の方からも、PTAの役が当たってしまったと、しまったとそういう表現も聞かれています。実際、保護者の方にとっては、実質、罰ゲーム状態になってしまっているような、ご本人の意思に反した現実、実情がこうした問題の引き金になっているようにも思います。

そこで、今日はこのPTA関係のうち、学校が関与する公の部分についてご質問します。まず、町の認識をお聞きします。PTAの加入は自由、任意であるということ。それから、PTAに非加入であっても、その世帯の児童生徒、保護者らは差別その他の不利益を受けることはない、その認識で合ってますでしょうか。よろしくお願いします。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

お見込みのとおりでございます。

1 1 番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

それでなんですけど、結局、その根本のところは認識がずれてて今問題になってるんだと思うんです。今後なんですけども、まず1点目、私も事前に町教員のほうに現状を確認させていただきましたが、実際に親御さんの加入の同意といいますか、意思確認を明確にしていない、そういう実態があることが分かりました。過去、我々議員も、いきなり当選して就任と同時に、役場に勝手に町の外郭団体の会員にさせられて、町のほうに、そういうの詐欺的手法というんですよと言って改善をされた現実もあります。ですので、1点、学校側にちょっとお聞きするんですけども、入退会の手続を今後書面で行うように、学校側からPTAに対して、助言、協議なされてはいかがですかという点が一つ。

また次ですね、教員も心配されておられました加入者が減ったらどうするんだという、その部分なんですけれども、今まで実際PTAの加入活動というのは、保護者の善意という美談、美しい名の下に、実質、保護者が犠牲になっているという現状があったのではないのでしょうか。今の昨今の日本の現状を受けて、日本PTA全国協議会の会長さん、マスコミの取材に対して、こうおっしゃってます。PTA加入は義務強制ではないと。子供たちのためという理念こそ変えるべきではないか。活動の在り方は時代に合わせて、もっと柔軟に改善していてもいいと。何より、PTAによって困ったり苦しんだりする人が出る現状は本末転倒だとおっしゃってます。本来、ボランティア団体というPTAの本来の趣旨を踏まえますと、やはりちょっと趣旨に反しているのかなというところで、今後の見直しをする上での改善策というところで、2点目をお聞きするんですけども、今現状、PTA、保護者の方が負担している部分を見ますと、多くの部分が本来は自治体行政が担うべき、負担すべきものが多いんじゃないのでしょうか。例えば、経済的な部分です。学校に必要なものであれば、これは公費負担すべきですし、贈答品についても見直しを既にやっている地域、自治体もあります。また、ボランティア活動、学校施設の清掃等も、本来、町が施設管理としてすべきものは業務委託するとか、あるいは、ボランティアさんを広く町が公募して、例えば、お年寄りの方と子供の触れ合いをしているような自治体もあるようです。こういった見直しする上でなんですけれども、これまでPTA、保護者の

負担としていた部分を町自治体が積極的に支援することで、PTA活動の在り方を見直し、保護者の負担を減らすことは十分可能だと考えられます。また、そうした多くの保護者に共通する目の前の負担を減らすことも、町自治体が負うべき子育て支援だと考えますが、いかがでしょうか。以上、2点お願いします。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

まず、1点目といたしまして、意思確認につきましては、PTAに対しまして、そのようなご意見を頂戴した旨、ご報告させていただきたいと思います。2点目のPTAの負担軽減につきましては、現時点では、PTAさんのほうから特にそういうような要望を聞いておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

PTAから聞いてないということで。じゃ、声が出るまでやらないのかというところですけど。私は、積極的に町のほうからも、公費負担も含めて、支援ですね、それは行っても構わないと思ってます。できれば、こういった子供たちという基本的な理念がありますので、保護者の負担にならないように、時代とともにPTAの活動、在り方も見直ししていただいて、改善も図られるように、町、学校側も支援、協力していただきたい。そこはお願いして、この質問を終わらせてもらいます。

次、2つ目の本町の教育行政についての質問です。

さきの3月議会で、本町教育長の選任議案が議会で否決されました。今年度、4月1日以降、現在も本町の教育長が不在の状態にあります。そうした状態の本町の教育行政について、質問させていただきます。

まず、本町の教育部局の組織的な部分についてです。現在、教育長の選任について、いつまで不在なのか、また今後の目途ですね、立っているのか。現状と今後の目途について簡潔にお答えいただきたい。

もう一点、人事的な問題です。教育長も不在、また、教育部長も教育部局初めてで、この4月に来たばかり。教育総務課長と兼務してます。また、3課教育部局にあるうち、学校教育課以外の2つの課は、課長お二人4月に異動してきたところで、私も今年度に入っているいろいろ関わってますけど、ほぼほぼ何を聞いてもちよっと分からないという状態も見

受けられます。明らかに業務が回っていないと思われます。先般の教育長議案も含めてですけれども、正直、教育人事の失敗だなと私は思ってます。せめて、教育部長の課長兼務をどうにかするとか、人事を改善すべきだと考えます。

以上2点、組織的な部分でお答えいただけますでしょうか。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

3月議会において、教育長の任命議案、不同意になりましたけれども、急遽新たな人選に入ったわけではございますけれども、教員経験者である数名の方にも打診させていただきましたが、年度当初という時期や年齢的なもの、また、行政経験がないという理由で丁寧にお断りされました。現状、人選は非常に難航しておりますが、教育長不在という状況を早期解消できるように努めてまいりたいと思っておるわけではございますけれども、ひとつよろしくご理解のほどお願いいたしたいと思います。

町長公室（中定 昭博公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博公室次長兼秘書人事課長）

2点目の決定につきまして、私から答弁させていただきます。

現在の教育部の状況でございますが、教育部長が異動したばかりの部長で、教育総務課長職を兼務しているという点について、まず、教育総務課の業務としては、今回の機構改革により、こども園の業務がこども課に移管され、課の業務としては半減しております。また、教育総務課は教育の中心、総務という側面がありますので、以前にも部長が課長職を兼ねるという状況は幾度かありました。やはり、心理的なものも含め、一番大きな負担となっているのは、教育長の不在という点でございます。部長が課長を兼ねるというのは、確かに大変なことではございますが、現部長の努力により対応できていると考えております。また、生涯学習課についても、今年度、正規職員を増員をしております。人事異動や機構改革というのは、変更後に問題が生じるケースはありますが、限られた人材の中で最大のパフォーマンスをできるように考えての結果でございます。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

今のご答弁の中でも、やっぱり教育長が不在というのが一番ということでおっしゃっていました。それは私も見てて思います。ですので、今の町長の答弁ですと、まだめどが立っていないようですけれども、その大きな穴をやっぱり早く埋めていただきたい。そして、議会の議決ですよね、住民から理解、納得を得られる議案をちゃんと出してきていただきたい。そこです。そこはもうお願いして、この質問ですね、次へ移ります。

2 個目の質問ですけど、教育長不在の状況にある本町の教育行政について、心配な点についてお聞きします。

最近知ったんですけれども、本町の小学校の P T A の会長さんに、本町議会の現職の町議の方がなっているということを知りました。ちょっとそれが本当にいいのかというところで、大阪府の選挙管理委員会、それから、府警本部の捜査 2 課にお聞きしました。結論から言いますと、なることそのもの、その他いろいろな部分で公選法に抵触するおそれがあるとおっしゃってました。売名行為等々、慈善運動の部分で引っかかってくるようです。それで、府警本部の捜査 2 課のお話ですけど、そういうふうに住民からの疑念を招いたり、法に抵触する……

議長（北村 孝議員）

勝元議員、すみません。

今されている質問は 1 でかなと思うんですけども。

1 1 番（勝元由佳子議員）

1 じゃないです。教育のところの（2）の部分です。独立性の。さきの 3 月議会においての部分です。教育の独立性のところです。

議長（北村 孝議員）

はい。簡潔にお願いします。

1 1 番（勝元由佳子議員）

そういう公職に就くことは普通にしませんよねと。モラルの問題ということでした。本来、P T A の役、どなたがなっただいても結構ですけれども、やはり、教育の現場で子どもにルールを守りなさいよと言っているのに、こういう日本のルールに触れるということがするのは、教育上もよろしくない。また、そういった問題が何やかんやと出てくるということで、せっかくの子供たちのための P T A 活動に水を差すというようなことにもなりかねないので、できれば、未然に防いでいただけたらと思っています。ですので、1 点目ですけども、今後、どなたが役になられても結構なんですけども、学校、教育部局のほうも、法令に抵触をしていないかどうか、そこら辺はチェックすべきじゃないでしょうかというのが 1 点。

2 点目です。今回、ほかの議員の方も万博関係、子供無料招待関係のこと質問されてます。府内の小学校ですね、その渦中にあるわけですけれども、3 月議会の教育長選任議

案の際、私を含む複数の議員の方が本町の教育行政が町長、政治に脅かされないかどうか、教育の独立性が脅かされないかというところを反対理由の一つに上げて否決されました。過去の議会答弁を見てましても、前教育長の富本教育長、政治が教育に介入するのを防ぐ、大きな大きな防波堤になっていたように思います。今の忠岡町は、その大きな防波堤を失っています。風邪流行期に例えますと、マスクがないがばがばの状態という感じにも見受けられるというところで、実際、忠岡町の教育ですね、首長から、そして中側から、特定の政党・政治に囲まれているというところで、本当に教育の独立性を担保できるのかというところを非常に危惧しております。

ですので、2点目をお聞きしますけれども、防波堤だった教育長もいない中、そうした政治の介入から本町の教育をちゃんと守れるのか、どのようにしてその教育の独立性を担保し、また今後も担保していくのか、ここは教員出身でやっぱり学校現場を所管している石本教育理事にお聞きしたいと思います。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

2点あったかと思うんですけれども、PTAの会長が法にという部分で、我々は抵触するというふうには考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

2点目の政治の介入を防ぐという点でございますけれども、まず、教育長が不在期間中におきましては、教育長の職務を代理していただいているのが、現状、職務代理でございます。議員ご指摘の重要または異例に属する事項につきましては、私のほうから職務代理に相談を行いまして、指示を仰いだ上で、教育委員会会議にお諮りし、合議制で決めていくべき事項というふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

ちょっと時間もないので再質問もうしませんけど、まず最初の抵触するしないという質問ですけど、私が聞いたのは今回の件がどうかとか聞いてないです。今後、どなたがなっても学校側、教育側がチェックすべきじゃないですかと聞いてるんです。ちょっと答弁になってません。

というのと、教育の独立性の担保の部分ですけど、やっぱり学校現場を預かる方にお答えいただきましたかった。それを事務職の方が代わりに答えていると云々というところでも、

やっぱりちょっと教育の独立性、本当に大丈夫かなと正直思っています。

ですので、そこは今教育長不在です。ですので、どこまでも石本理事を名指しして申し訳ないですけど、やっぱり学校現場をきちんと守っていただきたいというところを重々お願いしたい。我々もちゃんと教育の独立性侵されていないか、確認、チェック、注視していく必要があると思っています。

ということで、次の質問に移ります。本町の魅力創造活性化についてです。

まず、新浜地先を含む臨海エリアの魅力創造ですけれども、このエリア、特に海の景観、夕日が沈む時間帯の海の景観が非常にきれいで、魅力創造の可能性を秘めたスポットとして見られてます。本町は、さらにこの地域、臨海エリアのほうで公民連携方式によるごみ処理施設の産廃施設の誘致をしております。本町と同じように、エネルギー產生タイプの最新のごみ処理施設のある他の地域、自治体では、既にごみ処理施設から產生されるエネルギーを利用したそういった施設も周辺で運営もされてます。

1点目、先にお聞きするんですけども、この臨海エリア、ごみ処理施設だけを誘致して終わるのではなくて、そのエネルギーを利用したこのエリアの魅力創造、特に観光スポットとなるような新たな事業者、産業の誘致は考えていないのでしょうかというのが1点。

次、駅前の活性化策、これも3月議会の一般質問でも、飲食店の新規出店者の補助、助成よりも、まず駐車場等を含む駅前周辺の環境整備をすべきではないかと質問させていただきました。実際、新規出店できるようなテナントも南海ショップ以外ありませんし、やはり駅前には商業施設が必要だと。ただ、集客施設を建てるには、駐車場等々周辺環境要りますよねというところで、自治体と地権者がいっしょになってやらないと、駅前活性化なんてあり得ないと思うんです。

続いて2つ目、続けて質問ですけども。なぜ、本町は駅周辺の地権者との協議や交渉、あるいは官民での協働といったことをしないのか、また、今後もそういったことをするお考えがないのか、臨海エリアの部分と2点併せてご答弁お願いします。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

議員お示しの新浜地先エリアの魅力創造、また、忠岡駅前活性化等について、ご答弁いたします。

現状として、閉鎖している新浜地先の釣り場につきましては、従前より答弁している内容から変更はございません。

また、新浜緑地につきましては、本町も議員のお考えと同じように、重要で貴重な魅力スポットであり、利用について検討すべきであるとの認識は常に持っております。このこ

とも踏まえ、新浜エリアの魅力創造につきましては、令和３年から大阪府が主体となって、木材コンビナートの利活用に向けた検討会が設置され、大阪府主要部局のほか、本町や岸和田市、木材コンビナート協会の下、貯木場埋立事業化及び将来のまちづくりについて、具体的な検討を行っております。

木材コンビナート地域内には、阪神高速道路湾岸線岸和田北ランプがあり、交通利便性が非常によいことに加え、関西国際空港の１０キロメートル圏内に位置しているため、新たな企業誘致を図るための産業用地として、非常に有用な地区と考えられます。長期的な話となりますが、既存産業の拡張や高度化を図ることをはじめ、先端産業の誘致など、忠岡町の進行につながるエリアとして有効利用できるように、引き続き協議を行い、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、ご質問にありましたごみ処理事業における発電エネルギーの有効活用等につきましては、事業者からの提案におきましても、余剰電力の地域利用を行う旨が示されております。同事業につきましては、今後、設計、許認可と複数年を経て、新施設の稼働となることから、発電電力にかかる法改正等も注視し、引き続き検討してまいります。

最後に、忠岡町駅前活性化等につきましては、今年度から駅前周辺の店舗に対し、新規出店者の改装費用等を補助金制度を創設しており、数件の問合せや相談をお聞きしておりますが、補助金の交付には至っておりません。

このような状況の中、事業者からの要望もありますので、抜本的な対策に向けて進めていく過程で、議員ご指摘の地権者等の声をお聞きする場も考慮してまいります。

以上でございます。

１１番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

１１番（勝元由佳子議員）

臨海エリアというのは大阪府もかんでますし、企業さんも木材コンビナートのほうもかんでますし、簡単に進まないというのも分かっています。ですので、そこは協議を進めていただきたいということをお願いします。

駅前のほうも、今年度、飲食店の新規出店というところでされましたけど、今、申請に至っていないということですかね。助成に至っていないところなんですけど、やはり根本のところは掛け違えてるんじゃないかなというところがあります。それでなんですけど、その臨海の部分ですけど、これ町長にお聞きします。ずっと私も地先を閉めてから、府の担当の所管の部署とか、町の担当部署の方とかいろいろ話聞いてますけど、やはり話合いがうまくいってないというか、ネックになってるように思います。ですので、そこは維新のパイプを日頃からアピールされてますんで、府との連携、つながりを十分発揮していた

だきたいというところが一個あります。

もう一点、2点目ですけども、先日の全員協議会でも、町営住宅について少し触れました。ほかの議員さんからも、先ほど松井議員からも、町としてのビジョンがないやないかと、何でコンサルにそういうことを委託するんだというお話もありましたけど、そこなんです。町長も、町営住宅の部分で手つかずの状態です。今まで忠岡や来たとおっしゃってましたけれども、これまで本町は、駅前もそうです。町営住宅もそうです。町内のあらゆる部分でまちづくりについて絵を描いてこなかった。そこなんです。その根本的なところで、これちょっと副町長にお答えしていただきたいかなと思うんですけど。

まず、根本的な部分で、自治体としてまちづくりの絵を描いて、実現に結びつけるということが何より不可欠です。仮に、駅前活性化等々の中で、地権者からいい案が提案あったとして、それを自治体行政として具体的に絵を描いて実現、実行できる職員が今本町にいるのか、そこやと思うんです。その部分をどう解決するのかというところをお答えいただけますでしょうか。

副町長（井上 智宏副町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

井上副町長。

副町長（井上 智宏副町長）

例でいただきました駅前の周辺整備なんかどういう計画立てて、どう動かしていくんかというところは、それはまずやはり地元自治体でどういう絵を描きたいんかというようなものがあり、その中で規模であるとか、それから事業指標であるとか、そういったものが具体的にどういうものが必要やというようなものが出てくれば、またそういう分野に知見を多く有する職員を府のほうに派遣要請するなり、そういうようなことで人材を確保していくということもできますし、まず一般的なところで、絵面をどう描いていくんやというようなところであれば、計画段階からそういった職員を要請するということが可能やとは思いますが、まずやはり何をしたいかというところがないと、派遣元である府のほうも、どういう職員を出せばええのかというようなところは悩みますので、まずそういったところは地元でしっかり考えていくということじゃないかなと思います。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

いろいろな考え方もありますけれども、政党は同じで知事には近いんじゃないかということでございますけれども、まあ事業を進められるようにうまいこと行けばいいんですけれ

ども、だからと言って今の段階ではなかなかそういうふうには進められないというような現状でございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

町長が今おっしゃってましたけど、どこまでもやっぱり府と忠岡町の話で、どうもやっぱり担当者レベルやとうまいこと進まんようなんですよ。ですので、そこはやはり町長が首長同士で話できるものなら進めていただけたところは進めていただきたい。

あと、本町の職員の部分ですけど、今、井上副町長ね、何をしたいかの最初の部分をうちの忠岡町のほうで書かないかとおっしゃってました。そうやと思うんですけど、結局そこができないんじゃないんですか。というところで今質問をしてるんですけど、何をしたいかの入り口のところができかねるんやったら、もうその部分を含めてやっぱり府から経験のある職員に来てもらうとか、あるいは、既にほかの自治体で経験を積んだOBさんを非常勤で公募するとか、何なり方法はあると思います。やっぱり、うちの職員だけで賄おうとするのは、もう無理があるように思いますので、そこは職員の派遣も含めて、やはり府との連携をお願いして、この質問を終わりたいと思います。

次に、住民さんからの通報・苦情案件についてです。

まず最初に1点目、文化会館の職員の件で質問させていただきます。

住民の方から、本町文化会館の職員が、文化会館のお料理教室の先生をしています、もし勤務時間中にやっているとしたら、それは問題じゃないですかということで、いわゆる中抜けじゃないんですかといった内容の情報提供を受けました。これ1か月以上ぐらい、ずっと調査をしているんですけども、じゃ、この中で見えてきた問題点をお聞きします。

まず、この当該職員の方、本町の文化会館で定年退職を迎えられた役場のOBの方です。その後、断続的ですけども、非常勤でずっとおられると。やはり、勤務時間中にお料理教室の先生をされてたと。休暇の届出は出していないということで、このお料理教室の先生が本来業務なのかというところで、その聞く管理職、今の現職、過去の管理職、上司やった人、聞く相手によって、言うことが違うんですね。なので、忠岡町としての見解をお聞きしますが、この文化会館の職員が、文化会館の企画運営業務の一環として、お料理教室の先生をするということについてオーケーなのかという認識、逆にそれがオーケーなのであれば、例えば、直営でコパンスポーツ施設を運営してるとして、スポーツ施設の担当職員が、僕、私、水泳のインストラクターの、エアロビのインストラクターの資格持っているんです。行ってきますと言って、勤務時間中に行っているのかとか、そういうことにもなるんじゃないかと思うんですけども、その見解をお聞きしたい。

もう一点、この案件、やっぱり住民さんがおかしいんじゃないかというところで通報されてきたんですね。私も聞いてたらおかしいと思ってます。何より、議員の私はそんな勤務時間中に料理の先生をすると分かっていたら、これ人件費の予算案反対してましたよ。というところで、議決を得てから想定外の予算を使ってるその時点で私は問題かなと思ってますけども。今回のこの件、町としてどのように認識して、対策、改善を図られるつもりか、これ公室部局にお聞きします。

町長公室（中定 昭博公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定町長公室次長。

町長公室（中定 昭博公室次長兼秘書人事課長）

議員ご指摘の文化会館における会計年度任用職員が、業務中に料理教室の講師を務めていることについて、これが本来の業務ではないのではないかというご指摘でございますが、狭義な意味での本来の業務、言葉を言い換えますと、椅子に座ってパソコンに向かってする事務ではないかもしれませんが、文化会館所属の職員は、講座の運営も業務の一つでございます。住民さんに喜ばれる参加しやすい講座を検討し、その講師を自らが務められることから、企画し、講師を務めたというものであります。所属職員の教育の所属職員の説明のとおり、全く問題はないかと考えております。

また、エアロビの例がございました。エアロビの講師等につきましては、現状そういうことはないのとお答えしにくいのですが、あった場合としますと、エアロビの教室、それから水泳の教室などになりますと、そこが業務の中心になると思いますので、事務という雇い方ではなく、そういうエアロビの講師という雇い方になるかと思います。

それから、想定外の予算の執行というご指摘もございました。これも始めの答弁と同じになるんですが、本来の業務ですので想定内といいますか、想定外には当たらないと考えております。

以上でございます。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

今、町側は問題ない、予算についても想定内とおっしゃってましたが、それは皆さん方町の職員の、まあ言うたら勝手な思いですよ。住民側がどう思うかであって、実際、住民さんがおかしいと思うからこういう通報なりがあるわけです。私自身もおかしいと思ってるし、少なくとも私という議員は、予算案のときにはそういう内容であれば反対して

ますと言ってるんですね。ですから、住民に理解を得られないそういう職員の使い方は、私は改めていただきたいと思います。少なくとも議案の部分について、私はだまされたと思ってるのが本音ですので、まあそこは後でもちょっと触れますけども。

もう一点、この文化会館の件で問題のことがありまして、文書がなくなっている件です。この件について開示請求をいろいろしてたんですけども、この当該職員採用当時の令和4年度の採用関係の文書、それから休暇の届関係の文書が、5年保存なので今ないとおかしいんですけどないんですね。しかも、ほかの職員さんの分はある。なのに、この調査の対象となっている職員さんの分だけ、しかも事実確認に必要な書類がなくなっていると。極めて不自然に文書がなくなっているんです。忠岡町では、書類に足が生えて歩いていくんですかという話なんです。担当課は分からないと言ってます。私、担当部局のほうには、誰かが故意に持ち去ったり、破棄したりしてる可能性もあるから、警察に被害届を出すことも含めて対応を考えといてくださいと伝えてあります。

ということでお聞きするんですけども、本来あるべき保存期間中の公文書がないと駄目なのになくなってるとですよ。これについては原因究明も含めて、本庁としてどのように対応をお考えでしょうか。お願いします。

町長公室（中定 昭博公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博公室次長兼秘書人事課長）

今回、ご指摘の文書が見当たらないという状況でありました。これにつきましては、当然のことながら原因究明、それから今後はないようにするため、またそれはその中で職員の処分も必要であればやっていくというところでございます。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

特にあれですか、捜査機関には依頼をしないということによろしいですか。その前提でもう質問させてもらいますけどね。一応、私自身もう警察のほうには口頭ですけど、文書毀棄罪疑いもあるんで、任意ですけど捜査できたらしてほしいということは、泉大津警察には言ってます。ですので、警察が動くかどうかは知りませんが、やっぱり町側が、そこら辺住民が動くんじゃないかって町側がもっとちゃんと認識を持っていただきたいと思います。

あともう一点、これ最後の質問ですけど、非常勤職員の採用雇用の問題についても見え

てきました。まず1点目ですけども、本町のこの当該職員さん、勤務時間中に離席していた時間というのが、昨年度、合計27回、64.5そのうち日曜日がほとんどで22回ありました。ある日なんて、もうほぼ一日中離席してるんです。ということは、本来そこに執務室に配置されてていべき職員が1減ということですので、1減の状態でも文化会館の執務室内の業務が回ってるということなんです。ですので、この方、お料理の先生が必要であれば、単発で講師謝礼を払って来ていただいて、非常勤の職員数削減してくださいということです。

もう一点、今回、こうしたことが分かりましたんで、町全体を見渡して、要らない非常勤さんは削減してくださいということです。税金の無駄遣いは削ってください。

あともう一点、役場のOBをいつまでも雇用し続けるのはやめるべきだと。附随して、非常勤職員の事前登録制を利用した採用の仕方の見直しもすべきという点なんですけど、このOBをいつまでも雇い続けるという部分については、以前、若手新人の職員さんへのアンケート調査を行った中でも、いつまで忠岡町にしゃぶりつく気やねんと、また採用が縁故的やといったそういった批判の声も書かれてました。いろんな部分でやっぱり問題があると、中からもそういう批判の声があるんであれば、当然見直していただきたい。本来であれば、その都度、ホームページ、広報、ハローワーク等々、広告等々で広く募集をかけて、人を人材を雇っていただきたいというところで、無駄な人件費カット、それから、OBの雇用、それから登録制度の見直しですね。お願いします。

町長公室（中定 昭博公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定町長公室次長。

町長公室（中定 昭博公室次長兼秘書人事課長）

まず、1点目でございます。警察にということでございます。今回は職員が故意に文書の効力を失効させるために毀棄したものではないと思いますので。

議長（北村 孝議員）

簡潔にお願いします。

町長公室（中定 昭博公室次長兼秘書人事課長）

警察には訴えるということはないと考えております。

それから、離席という表現をされてましたけども、先ほども申し上げました講座の講師を務めることも業務ではございますので、それも業務の中でやっております。また、26回、年間に26回離席ということでございます。ただ、そのほかは大半は事務をやっておりますので、これについても問題ないと考えております。

それから、ほかの会計年度任用職員についても、原課からの要望が出てきたものを財政的な視点も含めて検討しております。その中で全てオーケーしているわけではございませ

ん。その会計年度任用職員の力が必要な場合には任用しているというふうにやっておりますので、この点も当たらないと考えております。

それから、最後の点です。事前登録制度を利用した中での任用、OBの任用というところでございます。事前登録制度というのは正当な公募の仕方でありますので、この点についても問題ございません。それから、OBの任用というところでご指摘をいただいております。ここについても、登録制度もしくは公募の中で出てきた方の中から、求める能力について適正であると判断した人を任用しておりますので、その結果、OBというだけでありまして、OBだから任用しているというわけではございません。

以上でございます。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

この当該職員さんもオーケーですと人事課長さん自らがご答弁されてるんですけど、私もヒアリングというか聞いてます。財政と人事が、予算要求のときに入って無駄な非常勤削減するようにしてますと聞いてるんですけどね。実際のご答弁聞いていると、結局、無駄があっても原課が欲しいというたらつけるんやないかいと、そういうことなんですよ。今の現状、いくら役場が問題ありませんと言ったって、住民から見たら無駄なんですよ。だから、その無駄な税金を削っていただかないと困るんです。

ちなみに、今年度の予算でちょっと聞きましたら、非常勤職員さんの人件費、共済費は除いてますので実際はもっと高いんですけども、予算額約1億9,300万円、ざっと2億ほどかかってます。もったいないんですよ。ですので、本当に必死こいて仕事しているというのであれば、どんどん雇っていただいたら結構ですけども、席にいないのに雇ってるとするのは、私はちょっとおかしいと思ってます。ですので、税金の無駄は削っていただきたい。

あと、どこまでも職員の採用は公平公正に優秀な人材を広く公募するという地方公務員法の定める原則趣旨をゆがめないように、採用はお願いしていただきたいということをお願いして、次のもう一点質問に移ります。

もう一個、文化会館です。公共施設についてです。

町内のグラウンド、あるいは文化会館といった公共施設について、特定の住民さん、団体さんが独占的に使っていて、一般の方々が、例えばグループ等で使いたいのと思っても使えないと、そういった苦情を複数の方からも聞いてます。これまで、個別に担当部局には伝えてるんですけども、特に改善してるようにも見えません。公共施設というのは、広く住民の方が公平に使えないと意味がないので、そのところを実際困ってる住民さんがい

るという部分で、何か改善対策、改善策ですね、考えておられるのかお聞きしたいと思います。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

町民グラウンドなどの施設につきましては、毎月の初日に抽せん会を行っておりまして、広く住民が利用できる回を設けております。文化会館につきましては、クラブ活動及び本町主催の講座等で、使用がおおむね6割から7割を占めている状況でございます。一般への貸出しについての課題認識はいたしておりますので、今後、文化会館運営員会などの場で議論してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

ということは、現状のままのようなご答弁の印象を受けたんですけども、多分、今の状態だと、そのくじ引に行くか行かないか、あと、そのクラブ、サークルで埋まってれば借りられないという状態になります。ですので、実際あぶれてる住民さんがいてるところは、早く教育部局のほうで改善は図っていただきたいというところ。

もう一点、実際に住民さんからのクレーム、窓口対応等、住民対応の部分でまた質問させてもらいます。

ある方ですね、例えば窓口で住民として説明を求めているだけなのに、仕事の邪魔やと言われたり、あまりにも不誠実な対応でいらだってしまったら、職員が複数来て、威圧的な態度で外に出ようと言われて、クレーマー扱いされた。また、別の方、ご高齢の方でもすけども、同じように住民対応が悪いので怒ってしまった。そしたら、職員が来て職員がおびえてますよと、また同じくクレーマー扱いされたと怒っておられました。その方は人事部局に申入れしたんです。ご高齢の方についてはね。そしたら、人事課長がですね、部課長が認知症扱いしてまともに取り合わなかったんです。実際そういう兆候があったとしても、そこは行政として、必要であれば支援を考えるのが本来ではないでしょうか。以前も、町長もまた別の案件ですけども、町の事業に対して苦情等を寄せた方について、はっきりとクレーマーという言葉を使っておられましたけど。本町は、そういう町に意見をおっしゃっている住民さんに対して、クレーマーとか認知症とかおっしゃってますけど、何の客観的根拠があってそういうことを言っているのかということなんです。これ場合に

よって、住民をないがしろにしていますとね、やっぱり公務員って一般の労働者とは違いますので、人権侵害になるんです。そのところを公務員、行政で人権侵害なんてはあってはならないので、どのように改善・対策を図るのか、あとどのように認識されているのかというところをお聞きしたいと思います。

町長公室（中定 昭博公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博公室次長兼秘書人事課長）

窓口等での説明につきましては、研修等を重ね、住民皆様に失礼のないように学びの場を設けてまいりました。これらについては続けることで効果が出ると考えております。今後も職員研修を続けてまいります。

また、今ご指摘のありました認知症等そういった発言ですね、ちょっと信じられない発言ではあると思います。私が今まさにそういう扱いをしたというご指摘を受けてるということです。まあちょっと実際にはどの方かなというのは想像がつきます。その方とは今すごくいろんなことを話もし、よく私のところにも来てくれるようになっております。決して、私が認知症扱いしてないから、そうやって今お話もいろんなことをできる関係になってるのかなと想像しております。まあ、その方か分かりませんけども。

以上でございます。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

時間ないんでもう閉めますけどね。結局、町のほうは自分たちは大丈夫だということをおっしゃいます。今日の私の一般質問、まあ聞いておられる方も感じておられる方おられるかもしれませんが、結局、町側は俺たちこうなんだと。住民に対して歩み寄る姿勢がないんですよ。役場は自分たちが考えて、こうやったらこうなんだと。いやでも実際住民から苦情来てるじゃないですか。クレーム来てるじゃないですか。だったら改善すべきじゃないですかというところを文化会館の分も質問してるんですけども、いや問題ないと思ってます。改める気ありませんとかね。多分、そういう部分がやっぱり住民からすると立ちの原因になったり、不誠実やと見えたりするんですよ。ですので、町のほうも丁寧に対応はされてると思いますけど、やっぱりもうちょっと住民対応の在り方というんですか、俺らこうなんじゃとかそういう姿勢じゃなくて、やっぱり住民の声を聴くのが皆さん方の仕事ですのでね。役場の職員がどう思うかじゃなくて、住民から見てどうかという、

公務員行政本来の姿勢をもうちょっと重んじていただきたいというところで、最後です。一個駆け足ですけど行かせてもらいます。

本町職員組織の問題についてです。これまでも、議会の中で議会对応の問題については度々指摘させてもらいましたし、改善要望もしてきました。ですけれども、やっぱり問題に感じる点が多い。先ほどの文化会館職員の件もそうですけども、例えば、予算書、決算書上、我々住民議員の想定をできないような予算の執行をしてる案件、ほかにもあったんです。まあ議決を得てから違うようなことをしてるとかで、あと、公民連携方式でも、最近になって業者選定委員会に利害関係のある方が委員に入ってたとか、いろいろ議会議員を議決を得るために欺いてるんじゃないかと。まあ不誠実に見えるわけです。そういった議決を得るために、議員が判断する上で重要な情報となる事実を隠しているような対応は、やっぱりやめていただきたい、改善していただきたいという部分ですけども、そこですね、今後もし同じように、議決後になって重要な情報を町側が黙っていて知らせずに発覚したといったことがありましたら、町側はどのように対応、責任を取るのかというところ。

あともう一点、ここは議場で約束していただきたいんです。せんだっての教育長議案のときに、否決されそうなときに、町側が賛成してくださいとさんざん説得に来られて、そのときに、この議案賛成してくれたら、勝元議員の施策実現に協力しますやんかと言われたんです。ですので、それに乗る議員がいるんならそれも問題ですけども、議決採決をゆがめるような、そういう裏取引というんですか、そういう関係のない裏取引は今後やめていただきたいというところを約束していただきたい。お願いします。

町長公室（中定 昭博公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博公室次長兼秘書人事課長）

これまでも幾度となく職員の対応について苦情を勝元議員からいただいております。今回ご指摘の議会議員を欺いて議決を得ようとしているかのような議会对応というのは、明確に否定させていただきたいと思います。

私ども職員は、住民の福祉の向上のため、あらゆる施策を企画していく中で、議会議員の皆様は議決をいただかないといけないケース、また、議決を要しなくともご理解いただかなくてはいけないケースなどございますが、その時々説明時点で真摯に説明してご質問にもお答えさせていただいております。中には、説明が不足して誤解を招いたケースもございますが、これらは私どもの説明能力の問題であると認識しております。ご指摘のような議会の議決を得るため、議会議員の皆様を欺くというような考えは毛頭ございません。また、過去に答弁内容が変更となった場合については、再度説明させていただき、謝罪もさせていただいたこともございます。

それから、２点目の件でございます。そういったこと、議決を判断を惑わすようなというようにご指摘でしたけども、当然のことながら、そういったことはないように幹部のほうにも周知していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

時間が過ぎておりますので、勝元由佳子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認め、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

次回会議は、明日６月１２日水曜日午前１０時より開きます。

本日は大変ご苦労さまでございました。

（「午後３時５７分」延会）

